介護サービス事業者 自主点検表 令和5年6月版

通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

事 業 所 番 号	
施設の名称	
事業所(施設)所在地	一
電 話 番 号	
法人の名称	
法人代表者(理事長)名	
管理者(施設長)名	
記入者職・氏名	
記入年月日	
運営指導日	

川口市 福祉部 福祉監査課

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、関係する法令、条例及び通知等を基に自主点検表を作成しましたので、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上を図るためにご活用ください。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、 市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (4) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と 記入してください。(判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もありま す。)
- (5) この自主点検表は通所リハビリテーションの運営基準等を基調に作成されていますが、指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防通所リハビリテーションについても通所リハビリテーションの運営基準等に準じて(通所リハビリテーションを介護予防通所リハビリテーションに読み替えて)一緒に自主点検してください。

なお、色塗りで書かれた部分については介護予防通所リハビリテーションの事業独自の運営基準等ですのでご留意ください。

当該部分については、指定介護予防通所リハビリテーション事業の指定を受けている事業所のみ自主点検をしてください(介護予防通所リハビリテーションの利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の(5)に従って記入してください。

3 根拠法令

川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 29 年川口市条例第 79 号) 川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介認
ハロ 10 11 11 11 12 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例(平成 29 年川口市条例第 84 号)
介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例
(平成 25 年川口市条例第 34 号)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 11 年 3 月 31 日・厚生省令第 37 号)
指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成11年9月17日付け老企第25号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成 12 年 2 月 10 日・厚生省告示第 19 号)
厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数並びに通所
介護費等の算定方法(平成 12 年 2 月 10 日・厚生省告示第 27 号)
指定介護予防サービスに要する費用の額に関する基準
(平成 18 年 3 月 14 日・厚生省告示第 127 号)
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護
援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項にて
いて(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知
通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて
(平成12年3月30日付け老企第54号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知
厚生労働大臣が定める1単位の単価
(平成27年3月23日厚生労働省告示第93号) ************************************
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 11 年 3 月 31 日・厚生省令第 37 号)
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防
サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成 18 年 3 月 14 日・厚生労働省令第 35 号)
厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
(平成27年3月23日厚生カ側自言が第94号) 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号
厚生方側人民が定める基準(平成27年3月23日厚生方側有音が第93号) 厚生労働大臣が定める施設基準
学生カ側へ足がためる旭畝基準 (平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
(平成2~午3月23日学生カ側旬日小弟90万) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う
指定月霞子的ケーころに安する賃用の額の昇足に関する基準の制定に任う 実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 17 日労計発・老振発・老老発第
実施工の留息事項にプバイ(平成 16 平 5 月 17 日カ訂光・老板光・老老先第 0317001 号 厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知)
8317001 万 孝王ガ働自名健局計画味及・振英味及・名人保健味及通知) 老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について(平成 26 年 10 月 1 F
名人価性地設等における医薬品の使用の介めに ラバく (千成 20 年 10 万 1 년) 厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長、医薬食品局領
序工力侧有名使用同断有又饭味改、饭类味改、七八米健味改、 区架设吅用5 全対策課長)
王州水麻政) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
同断有信付の例正、同断有の食護有に対する又援寺に関する伝律 (平成17年法律第124号)
包機管理マニュアル作成指針」 護保険課)

介護サービス事業者 自主点検表

目 次

第1	一般原則		1
第 2	基本方針		1
第3	人員に関する基準		1
第4	設備に関する基準		4
第 5	運営に関する基準		5
第6	(予防)介護予防のための効果的な支援の	方法に関する基準	
			2 5
第 7	変更の届出等		2 7
第8	介護給付費の算定及び取扱い		2 8
第 9	(予防)介護予防通所リハビリテーション	費の算定及び取扱い	
			5 7
第1(0 その他		6.3

自主点検項目	自	主	点 検	(n)	ポ	イ	ン	1		根	拠
第1 一般原則	Ŋ										
1 一般原則			思及び人の提供に				用者のコ	立場に立	L □いる □いない	条例第3	条第1項
	業者	その他の	び付きを 保健医療 努めてい	サービス		• •-		-		条例第3	条第2項
	整備 の措	を行うと 置を講じ	権の擁護 ともに、 ています; ています;	その従業 か (令和	者に対	し、研 [·]	修を実施	をする等	▶ □いない	条例第3	条第3項
		要な情報	提供する を活用し							条例第3	条第4項
	※ 介護 とです		関連情報と	:は、次に	掲げる	事項に	関する作	青報のこ	-	法第118	条第2項
	要介護 定める	認定及で 事項	こ要する費 バ要支援記	忍定別の	状況その	の他の原	厚生労働	動省令で	5		
	る状況 ウ 訪問	とその他の 日介護、訪	要介護認定)厚生労働 問入浴介)要介護者	省令で気護その他	定める事 Lの厚生	平項 労働省 ⁻	令で定め	めるサー	-		
	提供さ る事項	れる当記 〔	をサービン なかま とう まん こうれい こうれい こうれい こうれい こうれい こうれい こうれい こうしん こうしん いいま しんしん しょう	スの内容	その他の	の厚生	労働省名	令で定め			
			提供によ ています:		発生し	ないよ	う利用す	者の安全	≧ □いる □いない	条例第3	条第5項
第2 基本方針)(11 –) 3 o o									
 通所リハビ リテーション 事業の基本方 針 	おいても る能力に 能の維持 ハビリテ	、その利 応じ自立 又は向」 ーション	テーション J用者が可 なした日常 こを目指し ンを行うで こなってし	能な限り 生活を は 、理学 ほ ことによ) その居 営むこと 浸法、作 り利用	宅にお ができ 業療法	いて、 るよう その他』	その有す 、生活機 必要なり	- □いない !	条例第 1	18条
2 介護予防通 所リハビリテ ーション事業 の基本方針	な限りそ よう、理 行うこと	の居宅に 学療法、 により、	リハビリテ こおいて、 作業療法 利用者の O維持又は	自立した 、その他 心身機能	日常生 必要な もの維持	活を営 リハビ 回復を	むことだ リテー? 図り、ギ	ができる ションを もって*	5 □いない E	予防条例	列第 76 条
第3 人員に関	 引する基準										
	れてい	事業所に る常勤の は週32	の定義) こおける勤 O従業者か 2時間を基	勤務する	べき時間	引数(週	3 2 時間	間を下回	1	平 11 老 第 2 の 2	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、1の事業者によって行われる通所リハビリテーション事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、通所リハビリテーション事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。		
	また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が「産前産後休業」、「育児休業」、「介護休業」、「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことができます。		
	※「専ら従事する・専ら提供に当たる」(用語の定義) 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外 の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス 提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所におけるサービスの 単位ごとの時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤 の別を問いません。		平 11 老企 25 第 2 の 2 の(4)
	※「常勤換算方法」(用語の定義) 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所リハビリテーションと訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が通所リハビリテーション従業者と看護職員を兼務する場合、通所リハビリテーション従業者と看護職員を兼務する場合、通所リハビリテーション従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。ただし、「母性健康管理措置」又は「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。		平 11 老企 25 第 2 の 2 の (1)
 通所リハビ リテーション 事業所(診療 所を除く) 	通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき通所リハビリテーション従業者の員数は次のとおりです。	□該当 □非該当	条例第 119 条 第 1 項第 1 号
(1) 医師	(1) 通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な 1人以上の数になっていますか	□いる □いない	条例第 119 条 第 1 項第 1 号

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(2) 常勤の医師がいますか。	□いる □いない	条例第 119 条 第 1 項第 3 項
	※ 通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護 医療院であって、病院又は診療所(医師については介護老人保 健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に 限る。)と併設されているものについては、当該病院又は診療 所の常勤医師との兼務で差し支えありません。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1 の (1)①
(2) 理学療 法士、作業 療法士若 しくは言 語 聴 覚	(1) 通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が、10 人以下の場合は、その提供時間帯を通じて専ら当該通所リハ ビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若し くは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職 員(以下「従業者」という。)が1人以上確保されていますか。		条例第 119 条 第 1 項第 2 号ア
士又は看 護職員若 しくは介 護職員	(2) 通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が 10 人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる従業者が利用者の数を 10 で除した数以上確保されていますか。	_	条例第 119 条 第 1 項第 2 号ア
	(3) 上記(1)及び(2)に掲げる人員のうち専らリハビリテーション の提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、 利用者が 100 人又はその端数を増すごとに 1 人以上確保され ていますか。	□いる □いない	条例第 119 条 第 1 項第 2 号イ
	※ 「専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上確保する」とは、指定通所リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従事者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、所要時間1時間から2時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができます。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1(1) の②ハ
	※ 従業者1人が1日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までとします。ただし、1時間から2時間までの指定通所リハビリテーションについては0.5単位として扱います。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1(1) の②へ
2 診療所(基準第111条第	通所リハビリテーション事業所が診療所である場合の通所リ ハビリテーション従業者の員数は、次のとおりです。	□該当 □非該当	条例第 119 条 第 2 項
1 項の規定が 適用される者 を除く)	(1) 利用者の数が同時に 10 人を超える場合にあっては、専任の 常勤医師が 1 人勤務していますか。	□いる □いない	平 11 老企 25 第 3の 7 の 1(2)①イ
と除く)	(2) 利用者の数が同時に 10 人以下の場合にあっては、次のとおりです。		平11老企25第3の7の1(2)①ロ
(1) 医師	ア 専任の医師が1人勤務していますか。	□いる □いない	
	イ 利用者数は、専任の医師1人に対し1日 48 人以内となって いますか。	□いる □いない	
(2) 理学療法 士、作業療 法士若しく は言語聴覚 士又は看護	(1) 通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が 10 人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員が 1人以上確保されていますか。	□いる □いない	条例第 119 条 第 2 項第 1 号

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
職員若しくは介護職員	(2) 通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が 10 人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員が利用者の数を 10 で除した数以上確保されていますか。		条例第119条第2項第1号
	(3) 上記(1)及び(2)に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されていますか。	□いる □いない	条例第 119 条 第 2 項第 2 号
	※ 専従する従業者のうち、所要時間1時間から2時間の通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができます。		平11老企25第3の7の1(2)②ハ
	※ 従業者1人が1日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までとします。ただし、1時間から2時間までについては0.5単位として扱います。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 1 (2) ②
3 介護予防通 所リハビリテ ーション事業 の人員基準	ーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所リハ		予防条例第 77 条 第 4 項
第4 設備に関	貴する基準		
 通所リハビ リテーション 事業所の設備 基準 	(1) 事業所は、通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等で、3平方メートルに利用定員(当該通所リハビリテーション事業所において同時に通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じた面積以上のものを有していますか。 ※ ただし、事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合には、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとします。		条例第 120 条
	※ 事業所ごとに備える設備については、専ら当該事業の用に供するものでなければならないこととされていますが、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院が互いに併設される場合(同一敷地内にある場合、又は公道を挟んで隣接している場合をいう。)であって、そのうちの複数の施設において、通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えありません。 ア 当該部屋等において、それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること イ それぞれの通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる面積要件を満たしていること。3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上であるものを		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 2(1)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	有すること。ただし、介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに共用されているものに限る。)の面積を加えるものとする。 ※ 通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における通所リハビリテーション事業所を行うスペースについては、以下の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えありません。ア 当該部屋等において、特別養護老人ホーム等の機能訓練室等と通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。 イ 特別養護老人ホーム等の機能訓練室等として使用される区分が、当該設備基準を満たし、かつ、通所リハビリテーションを行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーションの設備基準を満たすこと。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 2(2)
	(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所 リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具 を備えていますか。	□いる □いない	条例第 120 条 第 2 項
	※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法 その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備 を確実に設置しなければなりません。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 2(3)
2 介護予防通 所リハビリテ ーション事業 の設備基準	※ 介護予防通所リハビリテーション事業者が通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、条例第120条第1項及び第2項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、予防条例第78条第1項及び第2項に規定する基準をみたしているものとみなすことができます。		予防条例第 78 条 第 3 項
第5 運営に関	関する基準		
 介護保険等 関連情報の活 用とPDCA サイクルの推 進について 	でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサー		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(1))
2 内容及び手 続の説明及び 同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。		条例第128条 準用(第8条)
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下の項目等です。 ア 運営規程の概要 イ 通所リハビリテーション従業者の勤務の体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制		準用(平11老企 25 第3の1の 3(2))

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	オ 提供するサービスの第三者評価実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)		
	※ 同意は、利用者及び通所リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。		
	※ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。		
	また、職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例で置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも可能です。		
3 提供拒否の 禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	□いない □いる	条例第 128 条 準用(第 9 条)
	※ 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否する ことはできません。サービスの提供を拒むことのできる正当な 理由がある場合とは、次の場合です。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(3))
	ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域 外である場合		
	ウ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		
4 サービス提 供困難時の対 応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所リハビリテーション事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用 (第 10 条)
5 受給資格等 の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 11 条)
	(2) 被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、 その意見に配慮して、サービスを提供するように努めていま すか。	□いる □いない	
6 要介護認定 の申請に係る 援助	(1) 要介護認定の申請が行われていない場合は、利用申込者の 意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援 助を行っていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 12 条)
	(2) 要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	
7 心身の状況 等の把握	サービスの提供に当たってはサービス担当者会議等を通じて 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サー ビス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用 (第 13 条)
8 居宅介護支 援事業者等と の連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 68 条)
	(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
9 法定代理受 領サービスの 提供を受ける ための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	□いない	条例第 128 条 準用(第 15 条)
10 居宅サービ ス計画に沿っ たサービスの 提供	サービスを提供していますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 16 条)
11 居宅サービ ス計画等の変 更の援助	者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 17 条)
12 サービスの 提供の記録	(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、 利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その 他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面 (サービス利用票等)に記載していますか。	□いる □いない	条例第128条 準用 (第19条 第1項)
	※ 記載すべき事項とは、次に掲げるものが考えられます。ア サービスの提供日イ 内容ウ 保険給付の額エ その他必要な事項		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(10)①)
	(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの 内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場 合には、文書の交付その他適切な方法により、(1)の情報を利 用者に対して提供していますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 19 条 第 2 項)
13 利用料等の 受領	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、該当サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けていますか。		条例第 128 条 準用(第 102 条 第 1 項)
	※ 法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(11)①)
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。		条例第 128 条 準用(第 102 条 第 2 項) 準用平 11 老企 25
	※ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。		第3の1の3(11) ②)
	(3) 上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 102 条 第 3 項)
	ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	イ 通常要する時間を超える通所リハビリテーションであって、 利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範 囲内において、通常の通所リハビリテーションに係る居宅介護 サービス費用基準額を超える費用 ウ 食事の提供に要する費用 エ おむつ代		準用(平11老企 25 第 3 の 6 の 3(1)②イロ)
	オ ア〜エに掲げるもののほか、通所リハビリテーョンの提供に おいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要と なるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが 適当と認められる費用		
	※ 上記イについては、介護予防通所リハビリテーションでは受けることができません。		予防条例第 79 条 第 3 項
	※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められません。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3 (1)②ホ)
	(4) 上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 102 条 第 5 項)
	(5) サービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした利用者に対し領収証を交付していますか。	□いる □いない	法第41条8項
	(6) 上記(5)の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該通所リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に通所リハビリテーションに要した費用の額とする。)及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	□いる □いない	施行規則第 65 条
14 保険給付の 請求のための 証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の 支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他 必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者 に交付していますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 21 条)
15 通所リハビ リテーション の基本取扱方	(1) 通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又 は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行 っていますか。	□いる □いない	条例第 121 条 第 1 項
針	(2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、 常にその改善を図っていますか。	□いる □いない	条例第 121 条 第 2 項
16 通所リハビ リテーショ ンの具体的取 扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビ リテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復 を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行ってい ますか。	□いる □いない	条例第 122 条第 1 号
	※ 通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。		平11老企25第3の7の3(1)①
	※ 事業所の医師が、通所リハビリテーションの実施に当たり、 当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、 利用者に対するリハビリテーションの目的に加えて、当該リハ		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	ビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該 リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行ってください。 ※ 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)② 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)⑨
	点、介護の工夫などの情報を伝達してください。 ※ 通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次の条件を満たす場合は、事業所の屋外でサービスを提供することができます。 ア あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。 イ 効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること。		平11 老企25第3の7の3(1)⑭
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	□いる □いない	条例第 122 条第 2 号
	(3) サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の 状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者 に対し適切なサービスを提供していますか。 ※ 特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、 その特性に対応したサービスが提供できる体制を整えてくだ さい。	□いる □いない	条例第 122 条第 3 号
	※ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、通所リハビリテーションを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。		平11 老企25 第3の7の3(1)⑦
	(4) 通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会 議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地 から利用者の状況等に関する情報を会議の構成員と共有する よう努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	□いる □いない	条例第 122 条第 4 号
	※ リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等です。		平11老企25第3の7の3(1)⑪
	※ リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本としますが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしも参加を求めるものではありません。また、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容を欠席者と情報共有してください。		
	※ リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者におけ		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	る個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵 守してください。		
17 通所リハビ リテーション 計画の作成	(1) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成していますか。	□いる □いない	条例第123条第1項
	※ 計画は、通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査等の結果を基に、通所リハビリテーションの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成してください。		平11老企25第3の7の3(1)③
	※ 通所リハビリテーション事業者が、訪問リハビリテーション 事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の 開催等を通じて、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテ ーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション 提供内容について整合性のとれたものとした場合は、通所リハ ビリテーションと訪問リハビリテーションの計画を一体的に 作成することができます。		平11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1) ⑫
	(2) 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、当該計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 通所リハビリテーション計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合、当該計画が居宅サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。	□いる □いない	条例第 123 条 第 2 項 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1)⑤
	(3) 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に 当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して 説明し、利用者の同意を得ていますか。 また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付して いますか。		条例第 123 条 第 3 項、同条第 4 項
	※ 通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。		平 11 老企 25 第 3の7の3(1)④
	(4) 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載していますか。 ※ 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施し	□いる □いない	条例第 123 条 第 5 項 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(1) ⑬
19 利用者に関 する市町村へ の通知	た場合は、診療記録を一括管理しても差し支えありません。 利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことで、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 26 条)
20 緊急時等の 対応	現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用 (第 27 条)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
21 管理者等の 責務	(1) 管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴 覚士又は専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護師 のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることが できますが、この場合、組織図等により、指揮命令系統を明 確にしていますか。		条例第 124 条 第 1 項 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(2)
	(2) 管理者又は(1)の管理を代行する者は、事業所の従業者に、 「通所リハビリテーションの運営に関する基準」を遵守させ るために必要な指揮命令を行っていますか。	□いる □いない	条例第 124 条 第 2 項
22 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、「運営規程」という。)を定めていますか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務内容	□いる □いない	条例第 125 条
	ウ 営業日及び営業時間 エ 通所リハビリテーションの利用定員 オ 通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 非常災害対策 ケ 虐待の防止のための措置に関する事項		準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(4)①)
	コ その他運営に関する重要事項 ※ イについて、従業者の「員数」は日々変わりうるものである ため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、 条例において置くべきとされている員数を満たす範囲におい て、「○人以上」と記載することも差し支えありません。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 (19)①)
	※ ウについて、7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う事業所にあっては、サービス提供時間とは別に延長サービスを行う時間を運営規程に明記してください。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(4)①)
	 ※ 才における、「通所リハビリテーションの内容」については、 入浴、食事の有無等のサービスの内容を指します。 ※ 才における、「利用料」には、法定代理受領サービスである 通所リハビリテーションに係る利用料(1割、2割又は3割負 担)及び法定代理受領サービスでない通所リハビリテーション の利用料を、「その他の費用の額」には、徴収が認められてい る費用の額及び必要に応じたその他のサービスに係る費用の 額を規定します。 		準用 (平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(4)③)
	※ カにおける、「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとします。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスの提供を行うこともできます。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 (19) ④)
	※ キにおける、「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)を指します。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(4)④)
	※ クにおける、「非常災害対策」は、次の「第5-24 非常災害に 関する具体的計画」を指します。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(4)⑤)
	※ ケにおける、「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、「5-38 の虐待の防止」に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容を定めてください。		準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(19)⑤)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 令和6年3月31日までは経過措置が定められており、努力 義務とされています。		
23 勤務体制の 確保等	(1) 事業者は利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 107 条 第 1 項) 準用(平 11 厚令 25 第 3 の 6 の 3(5)①)
	(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが可能です。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 107 条 第 2 項) 準用(平 11 厚令 37 第 3 の 6 の 3(5)②)
	(3) 従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用 (第 107 条 第 3 項)
	(4) 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、政令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じていますか。 ※ 認知症介護に係る基礎的な研修のための措置について、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。 ※ 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とします。具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、		条例第 128 条 準用(第 107 条 第 3 項) 準用(平 11 老企 25 第 3 のニの 3(6)③)
	薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 (5) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。	□いない	条例第 128 条 準用(第 107 条 第 4 項) 平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(5) ④) 準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(21) ④)

自主点検項目	自 主	点 検	の ボ	₹ 1	ン	١	根	拠
** ** ** ** ** ** ** *	 () と	シ者だべるでくまで、制よ周るスタ配、愈対マ取はの、職望をまして再続月一が応差線で計一業備整保アそ。 昔うなさむだと、すと ンーと切めてュ)に止か所能しての 常提を画 1 ス 要い支 実さに 継 ・	ス等 体 ト旨 じ に対すいおンこる(応やれ又れお研 る 生的の要 間 続おのせっ の 上 に対すいおンこる(応やれ又れお研 る 生的の要 間 続おのせっ の 上 下 の 内 内方 適 応の 組 て)がめりせ修いそこるの め た実画措 、る業一。は 目 にけ 不 な	である 及を に るめ よいなというに家かうめ 職 合し業を力 ご継ス 全 が たいも び明 対 担の 顧止し要へ等施。族らスの 員 に、務講義、続事 て 配 取 なはも 場化 す 者口 等た取体ス及、 か上ン引 始 いび請じる 保画者 従 さ の	、含 にし る をを かめ組制不び業 ら記トき 業 て非計い さ機のと 業 れ 上ま お、 た ああ らにのの調③種 のの対」 ・ 、常画まれ 関策の 者 て 司れ け従 め らら の、例整へ被・ カ必策等 終 利時/す てと定連 が い 名業 に カカ 著事。例の書業 ス要マを 業 用のぎかいの、携 参 ま	Po	事お動題管措の事お関たる雇べい労な使きガ 条用第 平第準3(乗)にに理置指業け係言問用きて働把用措イ 例(1 113用6) 113用6) 27第) 27第) 27第) 27第) 27第) 27第) 27第) 27第)	が生気に構て、が憂旨でに里置鈴引のがこう。 11.1 企で、3 職的すてずつ、職越景起関上等針のた講関イ(9条) 2.5 36 2.6 3.6 2.3 3.6 2.3 3.6 3.6 3.6 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(災害に係る業務継続計画) ア 平常時の対応 ・建物・設備の安全対策 ・電気・水道等のライフラインが停止の場合の対策 ・必要品の備蓄等 イ 緊急時の対応 ・業務継続計画発動基準対応体制等 ウ 他施設及び地域との連携 ※ 想定される災害等は地域によって異なるものであることか ら、項目については実態に応じて設定してください。		
	(3) 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を従業者に共有・理解させるため、定期的(年1回以上)に研修を開催していますか。(また、新規採用時には別に研修を実施していますか。)また、研修の実施内容について記録していますか。 ※ なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することもできます。		条例第 119 条準 用 (第 31 条の 2 第 2 項) 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(4) 準用(第 3 の 6 の
	(4) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	□いる □いない	3(6)③) 条例第 119 条準 用 (第 31 条の 2 第 2 項)
	※ なお、感染症の業務継続計画に係る訓練についても、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することもできます。また、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切とされています。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(4) 準用 (第 3 の 6 の 3(6)④)
	(5) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行っていますか。	□いる □いない	条例第 119 条準 用 (第 31 条の 2 第 3 項)
25 定員の遵守	利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。)。		条例第 128 条 準用(第 108 条)
26 非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 ※ 非常災害対策計画の策定にあっては、市町村のハザードマップ等を確認するなどし、火災だけでなく水害、土砂災害等に対応する項目を盛り込んでください。	□いる □いない	条例第 128 条 準用 (第 109 条第 1 項)
	※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。 ※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものです。 ※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3(7)①)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法 第8条の規定により防火管理者に行わせ、防火管理者を置かな くてもよいとされている事業所においては、防火管理について 責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わ せるものとします。		
	(2) (1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用 (第 109 条第 2 項)
	※ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域 住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、その ためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するな ど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必 要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、 具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものにしてくださ い。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(4) 準用 (第 3 の 6 の 3(7)②)
	(3) 外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から現状 を点検、課題を把握し、入所者等の安全を確保するための点 検項目を定め職員に周知していますか。	□いる □いない	社会福祉施設等に おける防犯に係る 安全の確保につい て(H28.9.15付厚 生労働省通知)
27 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。	□いる □いない	条例第 126 条 第 1 項
	※ 医薬品の管理については、当該通所リハビリテーション事業 所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも 考えられます。		平11老企25第3の7の3(5)①ハ
	(2) 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるよう努めていますか。※ 令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。	□いる □いない	条例第 126 条 第 2 項
	ア 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の 予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおお むね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通 所リハビリテーション従業者に周知徹底を図っていますか。	□いる □いない	
	※ 委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができます。 この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		条例第 126 条 第 3 項 平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(5)② 準用(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3
	※ 委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。		(8) ②イ)
	※ 委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に 設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所 に実施が求められるものでありますが、他のサービス事業者と の連携等により行うことも差し支えありません。		

(介護予防) 通所リハビリテーション

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	イ 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の 予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	□いる □いない	
	※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。なお、それぞれの項目の記載内容の例については「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(5)②準 用 (平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3 (8) ②ロ)
	ウ 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。	_	
	※ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・ 啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしています。		平11老企25第3 の7の3(5)②準 用(平11老企25 第3の6の3(8) ②ハ)
	職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が 定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時 には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修 の実施内容についても記録することが必要です。		
	なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員 向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、 事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応 じ行ってください。		
	また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとしています。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
	※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。		平 11 老企 25 第 3の 7 の 3 (5) ①イ
	※ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。		平 11 老企 25 第 3の 7の 3(5)①ロ
	※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。		平 11 老企 25 第 3の 7 の 3(5)①ニ
28 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。		条例第 128 条 準用(第 33 条)
	※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	処理の体制、提供する第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等をいいます。		3(24)①)
	※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(24)①イ)
	※ 通所リハビリテーション従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(24)①ロ)
	※ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。		条例第 128 条 準用(第 33 条第 2 項
29 秘密保持等	(1) 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者 又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 34 条 第 1 項)
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定することや、誓約書等 をとるなどの措置を講じてください。		
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り 得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必 要な措置を講じていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 34 条 第 2 項)
	※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。		準用 (平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(25)②)
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。		条例第 128 条 準用 (第 34 条 第 3 項)
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から 包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(25)③)
	(4) 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	_	個人情報の保護 に関する法律(平 15 年法律第 57 号)
	※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。		
	※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要 ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な		
	範囲内で個人情報を取り扱うこと。		
	イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用 目的の通知又は公表をすること。		
	ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること。		
	エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを 提供してはならないこと。		
	オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る 状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。 ※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」では、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定。)及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要があります。		医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平29.4.14厚労省)
30 居宅介護支 援事業者に対 する利益供与 の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	□いない □いる	条例第 128 条 準用(第 36 条)
31 苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 ※「必要な措置」とは具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する	□いる □いない	条例第128条 準用(第37条 第1項) 準用(平11老企 25 第 3 の 1 の 3(28)①)
	(2) 上記(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容を記録していますか。※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 37 条 第 2 項) 準用(平 11 老 企 25 第 3 の 1 の 3(28)②)
	(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出又は提示の求め又は 市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの 苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村 から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助 言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 37 条第 3 項)
	(4) 市町村からの求めがあった場合には、上記(3)の改善の内容 を市町村に報告していますか。	□いない	条例第 128 条 準用(第 37 条 第 4 項)
	(5) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行 う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合、当 該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 37 条 第 5 項)
	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5) の改善の内容を報告していますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 37 条 第 6 項)
32 地域との連 携等	(1) 提供した通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力していますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 38 条)
	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 38 条の 2)

20/7/ 2 = 2 / /			
自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が 住する要介護者に指定訪問介護を提供する場合、居住する要 護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当 理由がある場合を除き、地域の要介護者にもサービス提供を うよう努めなければなりません。	ー 介 な	平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(6) 準用 (第 3 の 1 の 3(29)②)
33 事故発生時 の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていすか。	護 □いない	条例第 128 条 準用(第 39 条 第 1 項)
	(2) [入浴サービスにおける事故防止について] 介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事 の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を すことは重大な事故につながる恐れがあるため、次の事項 実施するよう努めていますか。	離	入浴介助における安全確保の徹底について (平成30年10月 15 日川福監発第 44号)
	ア 利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間はありまんか。	せ □いない □いる	
	イ 事故などが発生した場合に備え、複数の職員で対応する等 安全な介助体制を確保していますか。	「 □ いる □ いない	
	ウ 施設ごとの入浴介助におけるマニュアルを整備し、定期的 職員に周知していますか。	に □いる □いない	
	エ 入浴機器の利用に当たっては、操作・使用説明書を確 認し 安全装置の利用漏れや点検漏れがないか確認し、適切な使用 法を職員に対して周知していますか。	·	
	オ 新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの 容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施しいますか。		
	※【入浴中の事故の例】		
	○ 複数の利用者の入浴サービスを行っているなか、入浴中の 用者から目を離し、他の利用者の介助を行った結果、入浴 の利用者が溺れてしまった。		
	○ 機械浴のずれ落ち防止ベルトの一部が欠損した状態のま使用していた。(胸部と腰部の2本のベルトのうち、胸部のルトが欠損)介助者が2~3分持ち場を離れてしまい、別の員が機械浴槽へ振り向いたところ、利用者の頭部が見えなかた。	ベ 職	
	○ 個浴。湯を入れ替えし、湯温については手を少し入れただで湯温計を確認せず入浴を開始した。足を入れたときに暴る行動があったが、いつもの不穏行動と判断した。前入浴へ熱湯を足し湯した時の温度設定のまま湯張りしていため、全身重度熱傷(Ⅱ度約50%)を負わせた。	れ 者	
	○ 個浴。入浴介助の必要がないため、入浴前後に利用者から 絡を受けることとしていた。終了の連絡がなかったことから 浴室へ確認に行ったところ心肺停止していた。	_	
	(3) 誤薬事故を防止するため、次の事項を行っていますか。		平26老高2、老 振1、老老1、薬
	ア 医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。	□いる □いない	安 3

(5) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠債を速やかに行っていますか。 ※ 連やかに賠償を行うため、損害賠債保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 (6) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 (1) 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、次の観点からアからエまでの措置をとっていますか。 (1) 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はで、後寒者に高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ※【虐待等の早期発見】 従業者は、虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 【虐待等への迅速かつ適切な対応】 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設け	自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		など、入所者等が立ち入り、医薬品等による事故が発生するこ	_	
か。 エ 投薬介助に際して、薬の種類や量を複数の者で確認し、確実な本人確認をするなど正しい配薬確認を行っていますか。 (4) 上記(1)~(3)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 (5) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 (6) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 (6) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 (7) 虚待等の防止・早期発見に加え、虚待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、次の観点からアからエまでの措置をとっていますか。 (8) 事業者は高齢者の導験保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を使す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する表介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ※【虐待等の早期発見】 従業者は、虐待又は虐待に準ずる事業を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応してください。 【虐待等への迅速かつ適切な対応】 虚待等を係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応してください。 【虐待等への迅速かつ適切な対応】 虚待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ※ 当該義務付けの適用に当たっては、3 年間の経過措置を設け			1	
な本人確認をするなど正しい配薬確認を行っていますか。 (4) 上記(1)~(3)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 (5) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 連やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 (6) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 (1) 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、次の観点からアからエまでの措置をとっていますか。 (1) 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、次の観点からアからエまでの措置をとっていますか。 (1) 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は、第1年の、次の観点からアからエまでの情でを必要があり、研修等を通じて、従業者に表しに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者信持助止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ※【虐待等の早期発見】 従業者は、虐待又は虐待に準ずる事業を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の関知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 【虐待等への迅速かつ適切な対応】虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ※ 当該義務付けの適用に当たっては、3 年間の経過措置を設け			_	

(5) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠債を速やかに行っていますか。 ※ 連やかに賠償を行うため、損害賠債保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 (6) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 (1) 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、次の観点からアからエまでの措置をとっていますか。 (1) 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はで、後寒者に高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ※【虐待等の早期発見】 従業者は、虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 【虐待等への迅速かつ適切な対応】 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設け				
### (25 第:3(30)② (6) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。				準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(30)①)
(6) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 (1) 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、次の観点からアからエまでの措置をとっていますか。 (1) 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、次の観点からアからエまでの措置をとっていますか。 (1) 虐待の未然防止 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ※【虐待等の早期発見】 従業者は、虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 【虐待等への迅速かつ適切な対応】 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設け				
の対策を講じていますか。				準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(30)②
その再発を確実に防止するため、次の観点からアから工までの 措置をとっていますか。 【虐待の未然防止】 事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ※【虐待等の早期発見】 従業者は、虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 【虐待等への迅速かつ適切な対応】 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設け				準用 (平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(30)③)
事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ※【虐待等の早期発見】 従業者は、虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 【虐待等への迅速かつ適切な対応】 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設け	虐待の防止	その再発を確実に防止するため、次の観点からアからエまでの		条例第 128 条 準用(第 39 条の 2)
がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ※【虐待等の早期発見】 従業者は、虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 【虐待等への迅速かつ適切な対応】 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設け		【虐待の未然防止】		
従業者は、虐待又は虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 【虐待等への迅速かつ適切な対応】		がけながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(6) 準用(第 3 の 1 の 3(31))
あることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 【虐待等への迅速かつ適切な対応】		※【虐待等の早期発見】		
虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設け		あることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。		
る必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 ※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設け				
		る必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努め		
○ 「おり、令和6年3月31日までは努力義務となっています。	·····	※ 当該義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までは努力義務となっています。		
ア 「虐待防止検討委員会」を設置・運営し、委員会の結果を従 □いる 業員に周知徹底を図っていますか。 □いない				

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。 ※ 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(6) 準用(第 3 の 1 の 3(31))
	複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質 上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個 別の状況に応じて慎重に対応してください。		
	※ なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営して差し支えありません。また、 事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者と の連携により行うことも差し支えありません。		
	※ また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して 行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働 省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの ためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管 理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとしています。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。		
	① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること		
	③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること		
	④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること		
	⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速 かつ適切に行われるための方法に関すること		
	⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること		
	⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること		
	イ 虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はそ の再発を確実に防止するための「虐待の防止のための指針」を 策定していますか。	□いる □いない	条例第 128 条準 用 (第 39 条の 2)
	※ 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。		平11 老企 25 第 3 の 7 の 3(6) 準用
	① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方		(第 3 の 1 の 3(31)②)
	② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項		
	③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針		
	④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針		
	⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項		
	⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ② 虚禁等に係る 芸様解決 古法に関する事項		
	⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項		
	の 利用有等に対する自認指述の閲覧に関する事項の その他虐待の防止の推進のために必要な事項		
	○ C*/回泊13*/四本*/1正处*//C*//C//交/4年代		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施してください。また、研修の実施内容については記録が必要となります。研修の実施は、事業所内での研修で構いません。		平11 老企25 第3の7の3(6) 準用(第3の1の 3(31)③)
	ウ 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓 発とともに虐待の防止の徹底を行うため「虐待の防止のための 従業者に対する研修」を行っていますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準 用 (第 39 条の 2)
	※ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施してください。 また、研修の実施内容については記録が必要となります。研修の実施は、事業所内での研修で構いません。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(6) 準用 (第 3 の 1 の 3(31)③)
	エ 事業所における虐待を防止するための体制として、ア〜ウまでに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いていますか。		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(6) 準用 (第 3 の 1 の 3(31)④)
	※ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の 従業者が務めることが望ましいとされます。		
	(2) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	□いる □いない	高齢者虐待防止 法第5条
	(高齢者虐待に該当する行為) ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を 加えること。		高齢者虐待防止 法第2条
	イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置そ の他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。		
	ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他 の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。		
	エ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。		
	オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から 不当に財産上の利益を得ること。		
	(3) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	□いる □いない	市虐待防止条例 第6条 高齢者虐待防止 法第20条
	(4) 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、 速やかに市に通報していますか。	□いる □いない	市虐待防止条例 第8条 高齢者虐待防止 法第21条
35 会計の区分	(1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	□いる □いない	条例第 128 条 準用(第 40 条)
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成 13年3月28日・老振第18号)」を参考として適切に行われていますか。	□いる □いない	準用(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3(32)
36 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	□いる □いない	条例第 127 条 第 1 項

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 介護報酬の過払いの場合(不正請求を含まない)返還請求の 消滅時効が5年であることを踏まえれば、係る記録について 最長5年間保管することが望ましいです。		(平 13・9)介護給付費請求書等の保管について
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ア 通所リハビリテーション計画	□いる □いない	条例第 127 条第 2 項
	イ 基準第 19 条第 2 項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等と記録		
	ウ 基準第 26 条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 エ 基準第 37 条第 2 項の規定を準用する苦情の内容等の記録		
	オ 基準第39条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
	※ 「完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了(契約 の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自 立等)により一連のサービス提供が終了した日、上記カについ		平 11 老企 25 第 3 の 7 の 3(7)
	ては、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記 録を公表した日を指します。		
	※ 通所リハビリテーションに関する記録には診療記録が含まれます。		
37 電磁的記録 等	(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるもの(被保険者証に関するものを除く。)については、書面に代えて、次に掲げる書面に係る電磁的記録により行っていますか。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機	□いる □いない □該当無	条例第 259 条 平 11 老企 25
	に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によります。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によりま		第 5 雑則 1
	す。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備え		
	られたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイ ルにより保存する方法		
	③ 被保険者証に関するもの及び下記 2 に規定するもの以外に おいて電磁的記録により行うことができるとされているもの は、上記ア及びイに準じた方法によります。		
	④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な 取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システム の安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	(2) 交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの (以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の 承諾を得て、書面に代えて、次に掲げる電磁的方法により行っていますか。		条例第 259 条
	① 電磁的方法による交付は、以下の規定に準じた方法によります。		平 11 老企 25 第 5 雑則 2

通所!	11	الشا	<u> </u>	3 /		1/
THE PUL	リノヽ	F ')		`/	-	. /

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	(1) 次の規定に準じた方法によること。 ア 電子情報処理組織を使用する方法のうち(一)又は に掲げる もの	
	⇒ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族 の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて 送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル に記録する方法	
	事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を、電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法 (電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出なける場合になる。まままの体界に係る電子計算機に	
	申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルにその旨を記録する方法)	
	イ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方 法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を もって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録し たものを交付する方法	
	(2) 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへ の記録を出力することにより文書を作成することができる ものでなければならない。	
	(3) 「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機 と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気 通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	
	(4) 事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、 当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電 磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承 諾を得なければならない。	
	ア 一及び の方法のうち事業者が使用するもの	
	イ ファイルへの記録の方式 (5) 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又は その家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提 供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はそ の家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によっておこなっ てはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び 前項の規定による承諾をした場合は、この限りでありません。	
	② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等 が同意の意思表示をした場合等が考えられます。	
	③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に 代えて、電子署名を活用することが望ましいです。	
	※ なお、②③については「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にしてください。	
	④ その他、基準第 183 条第 2 項及び予防基準第 90 条第 2 項に おいて電磁的方法によることができるとされているものは、① から③までに準じた方法によります。ただし、基準若しくは予 防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるも のについては、当該定めに従ってください。	
]

週別リアトレップ	<u> </u>		
自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生 労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱 いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安 全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
第6 (予防)	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
1 介護予防通 所リハビリテ ーションの基 本取扱方針	(1) 介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に 資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	□いる □いない	予防条例第 89 条 第 1 項 平 18 厚労令 35 第 124 条第 1 項
112000000	(2) 自らその提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 ※ 提供された介護予防サービスについては、介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びスの定性の満足度的によったでは、	□いる □いない	予防条例第 89 条 第 2 項 平 18 厚労令 35 第 124 条第 2 項 平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(1) ④
	その家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を 図ってください。		
	(3) 単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	□いる □いない	予防条例第 89 条 第 3 項 平 18 厚労令 35 第 124 条第 3 項
	※ 介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(1)①
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	□いる □いない	予防条例第89条 第4項
	※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、か えって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依 存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の 自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本とし て、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提 供をしないよう配慮してください。		平 18 厚労令 35 第 124 条第 4 項 平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(1)③
	(5) 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者 とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方 法により利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きか けに努めていますか。	□いる □いない	予防条例第 89 条 第 5 項 平 18 厚労令 35 第 124 条第 5 項
	※ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(1)②
2 介護予防通 所リハビリテ ーションの具 体的取扱方針	(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者 会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の 状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の的確 な把握を行っていますか。	□いる □いない	予防条例第 90 条 第 1 号 平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)①

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所 リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテ ーション従業者(「医師等の従業者」という)は、診療又は運 動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心 身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハ ビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的な サービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介 護予防通所リハビリテーション計画を作成していますか。		予防条例第 90 条 第 2 号 平 18 厚労令 35 第 125 条第 2 号
	(3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 ※ 介護予防通所リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		予防条例第 90 条 第 3 号 平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)③
	(4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画 の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族 に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 また、当該介護予防リハビリテーション計画を利用者に交 付していますか。		予防条例第 90 条 第 4 号、 同条第 5 号
	(5) サービスの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	□いない	
	(6) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨と し、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点 から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように 指導又は説明を行っていますか。	□いる □いない	
	(7) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、 適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 ※ 常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。	□いる □いない	予防条例第 90 条 第 9 号 平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2) ⑦
	(8) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画	□いる □いない	予防条例第 90 条 第 10 号
	(9) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。		予防条例第 90 条 第 11 号
	※ 介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告は、サービス が介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかど うか、また当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なっ ていないか等を確認するために毎月行ってください。		平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)⑧

自主点検項目	自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	٢		根拠
	応じ		予防通	- •		-			、必要に 更を行っ		予防条例第 90 条 第 12 号
	※ モニ れる場 談の上	タリン	グの結, ついて こ応じて	は、担て当該	当する 介護予	介護予	防支援	事業者等	が認めら 等とも相 ション計	1	平 11 老企 25 第 4 の 3 の 5(2)⑧
		:記(1) た -ション							ビリ	□いる □いない	予防条例第 90 条 第 13 号
3 介護予防通 所リハビリテ ーションの提	介護予 防の効果 ら行って	を最大	限高め						、介護予意しなが		予防条例第91条
供に当たって の留意点	の提供	いて把	握され 当該課	た課題題に係	重、介護 系る改善	予防通	所リハ を踏ま	ビリテ-	セスメン ーション 、効率的	□いない	予防条例第 91 条 第 1 号
	上サー		提供す	るに当	当たって	には、国	内外の	文献等に	空機能向 こおいて		予防条例第 91 条 第 2 号
	ビス摂	配慮し	、利用 を わない	当に危 ととも	険が伴 に、「	うよう 安全管	な強い 理体制	負荷を作	- 半うサー 呆」を図	- □いない	予防条例第 91 条 第 3 号
4 安全管理体 制等の確保	生じ; 所内(師へ(た場合に	に備え、 皆に周矢 を行える	緊急 御徹底	時マニ を図る	ュアル	等を作	成し、- やかに <u>-</u>	急変等が その事業 主治の医 かじめ定		予防条例第 92 条 第 1 項
	(2) サ· 備に	ービス <i>0</i> 努めてし		-	り、転	倒等を	防止す	るための	の環境整	□いる□いない	予防条例第 92 条 第 2 項
	等利		当日の体	本調を	確認す	るとと	もに、	無理の	則定する ない適度		予防条例第 92 条 第 3 項
	要な	化に常に	こ気を す、速ヤ	記り、 さかに	病状の 主治の	急変等	が生じ	た場合	者の体調 その他必 等の必要	□いない	予防条例第 92 条 第 4 項
第7 変更の原	出等										
変更の届出 等	変更があ	ったと その旨	き、又 を市長	は休山に届け	Lした¶ ナ出てし	事業を再 ^ますか	事開した ` 。	とときは	:、10 日	: □いる □いない	法第75条第1項 施行規則第 131
	ア 事業 イ 申請 の氏名	、生年	称及び 称及び 月日、	所在地 注たる 住所及	也 る事務所 なび職名	新の所で 名	生地並	びにその	の代表者		施 17 規則第 131 条第 1 項 (施 行 規 則 第 120 条参照)
									る事業所 を除く)		

囲房リンパレッフ ***			
自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	エ 事業所の書別(病院若しくは基準第111条第1項の規定の適用を受ける診療所、同条第2項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設の別をいう) オ 事業所の平面図及び設備の概要(通所リハビリテーション事業に係る部分に限る。) カ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所 キ 運営規程		
	※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は 休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ください。		法第 75 条第 2 項
第8 介護給付	付費の算定及び取扱い		
1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 19 号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。	□いる □いない	法第 41 条第 4 項 第 1 号 法第 53 条第 2 項
	(2) 費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 22 号の「厚生大臣が 定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定 されていますか。	□いる □いない	平 12 厚告 19 第 2 号、平 12 厚 告 22 別表 7
	(3) 単価に単位数を乗じて得た額に、1円未満の端数があると きは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	□いる □いない	平 12 厚告 19 第 3 号
2 所要時間の取扱い	(1) 所要時間による区分は、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間で算定していますか。	□いる □いない	平 12 厚告 19 別表 7 の注 1
	※ 単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数により算定します。このような家族の出迎えまでのいわゆる「預かり」サービスは、利用者から別途利用料を徴収しても差し支えありません。 ※ 通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれませんが、送迎時に実施した居宅内での介助等(電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等)に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として含めることができます。 ア 居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けた上で実施する場合 イ 居宅内の介助等を行う者が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護福祉士、実務者研修修了者、旧介護職員基礎研修課程修了者、旧ホームヘルパー1級研修課程修了者、介護職員初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級研修課程修了者を含む。)又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員の場合 ※ 当日の利用者の心身の状況から、実際の通所リハビリテーションの提供が通所リハビリテーション計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には、通所リハビリテーション計画上の単位数を算定して差し支えありません。		平 12 老企 36第 2の8(1)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	なお、通所リハビリテーション計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所リハビリテーション計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定します。		
	※ 利用者に対して、1日に複数の指定通所リハビリテーションを行う事業所にあっては、それぞれの指定通所リハビリテーションごとに通所リハビリテーション費を算定するものとします(例えば、午前と午後に指定通所リハビリテーションを行う		
	場合にあっては、それぞれについて通所リハビリテーション費を算定します。)。ただし、1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションの利用者については、同日に行われる他の通所リハビリテーション費は算定できません。		
	(2) 利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準(平12厚告第27号第2号)に該当する場合は、所定の単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定していますか。	□いる □いない □該当無	
	【厚生労働大臣が定める基準】 ① 月平均の利用者の数が、施行規則第120条の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えている場合。	□該当 □該当無	平 12 厚告 27 第 2 号イ
	② 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは介護職員の員数が、指定居宅サービス基準第 111 条に定める員数に満たない場合。	□該当 □該当無	平 12 厚告 27 第 2 号ロ
3 感染症又は 災害の発生を 理由とする利 用者数の減少	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも 100 分の 5 以上減少している場合に、市長に届け出た事業所において、通所リハビリテーションを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1 回につき所定単位数の 100 分の3 に相当する単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 126 別表 7 の注 2
	※ ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き算定することができます。		
4 1時間以上 2時間未満の 通所リハビリ テーションで 理学療法士等	1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションについて、指定居宅サービス基準第111条に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している事業所については、1日につき所定の単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当無	平 12 厚告 19 別表 7 の注 3
を2名以上配 置している場 合	※ 「専従」とは、当該通所リハビリテーション事業所において 行うリハビリテーションについて、当該リハビリテーションを 実施する時間に専らその職務に従事していることで足ります。		平 12 老企 36 第 2 の 8(4)
5 事業所規模 による区分の 取扱い	次の区分により取り扱ってください。		
(1) 通常規模 型通所リハ ビリテーシ ョン	5 0 人以内の事業所であって、指定居宅サービス等の事業の人	□いる □いない □該当無	平 27 厚告 96 6 号イ

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
(2) 大規模型 通所リハビ リテーショ ン(I)		平 27 厚告 96 6 号口
(3) 大規模型 通所リハビ リテーショ ン(Ⅱ)		平 27 厚告 96 6 号ハ
	※ 平均利用延人員数の計算に当たっては、当該通所リハビリテーション事業所に係る通所リハビリテーション事業者が、介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含みます。 ただし、通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとします。	平 12 老企 36 2 の 8 (8) ①
	※ 1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数を用います。 2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とします。 また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数、利用時間が4時間以上5時間未満及び5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とします。 ただし、介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービス提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えありません。また、一月間(歴月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じた数によるものとします。	平 12 老企 36 2 の 8 (8) ②
	※ 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とします。	平 12 老企 36 2 の 8 (8) ③

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施する者の当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月(3月を除く。)の1月当たりの平均利用延人員数とします。		平 12 老企 36 2 の 8 (8) ④
	※ 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定 以上生じている場合の事業所規模別の報酬区分の決定に係る 特例については、別途通知を参照してください。		平 12 老企 36 2 の 8 (8) ⑤
6 連続して延 長サービスを 行った場合に 係る加算		□いる □いない □該当無	平 12 厚告 19 の 別表 7 注 4
	 (1) 8時間以上 9時間未満の場合 (2) 9時間以上 1 0時間未満の場合 (3) 1 0時間以上 1 1時間未満の場合 (4) 1 1時間以上 1 2時間未満の場合 (5) 1 2時間以上 1 3時間未満の場合 (6) 1 3時間以上 1 4時間未満の場合 ※ 当該加算は、所要時間 7時間以上 8時間未満の通所リハビリテーションの前後に連続して通所リハビリテーションを行う場合について、6時間を限度として算定するものです。 例えば、8時間の通所リハビリテーションの後に連続して2時間の延長サービスを行った場合や、8時間の通所リハビリテーションの前に連続して1時間、後に連続して1時間、合計2 		平 12 老企 36 第 2 の 8(5)
7 リハビリテ	時間の延長サービスを行った場合には、2時間の延長サービスとし100単位を算定します。7時間の通所リハビリテーションの後に連続して2時間の延長サービスを行った場合には、延長サービスの通算時間は9時間で、1時間分の延長サービスとして50単位を算定します。 延長加算は、延長サービス可能な体制にあり、かつ実際に延長サービスを行った場合に算定するものですが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いていることが必要です。 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に	□ いる	平 12 厚告 19
ーション提供 体制加算			別表の7注5
	 (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 (2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合 (3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合 (4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合 (5) 所要時間7時間以上の場合 		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	【厚生労働大臣が定める基準】 ① 常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士 □いる 又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が 25 又 はその端数を増すごとに 1 以上ですか。 ② リハビリテーションマネジメント加算(1)から(4)までのい □いる ずれかを算定していますか。	
8 通所リハビ リテーション の提供につい て	(1) 平成27年度の介護報酬改定において、個別リハビリテー ション実施加算が本体報酬に包括化された趣旨を踏まえ、利 用者の状態に応じ、個別にリハビリテーションを実施してい ますか。	
	(2) 指定通所リハビリテーションは、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則であるが、例外として、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の指定通所リハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の指定通所リハビリテーションへ移行する際に、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び様式例の提示について」の別紙様式2−2−1をもって、保険医療機関から当該事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が利用者を診療するとともに、別紙様式2−2−1に記載された内容について確認し、指定通所リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、別紙様式2−2−1をリハビリテーション計画書とみなして通所リハビリテーション費の算定を開始していますか。 □いるいないますが。 □いるいるは、第一次の第一には、別様式2−2−1をリハビリテーション計画書とみなして通所リハビリテーション費の算定を開始していますか。 □いるいないないますが。□いるいないまでは、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回のリハビリテーション計画を作成していますか。□いるいるいるのリハビリテーション計画を作成していますが。□に対していますが、回じいないますが、またでは、第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の	
	(3) 事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行っていますか。 (4) (3)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録していますか。	平 12 老企 36 2 の 8 (9) ④ 平 12 老企 36
	し、必要に応じて当該計画を見直していますか。 初回の評価は、通所リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行っていますか。 (6) 事業所の医師が利用者に対して3月以上の通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に通所リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載し、本人・家族に説明を行っていますか。 □いない	平 12 老企 36

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(7) 新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行うよう努めていますか。	□いない	平 12 老企 36 2 の 8 (9) ⑦
	(8) 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していますか。	□いる □いない	平 12 老企 36 2 の 8 (9) ⑧
9 入浴介助加算	(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき所定の単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定できません。	□いる □いない □該当無	平 12 厚告 19 別表 7 の注 7
	(1) 入浴介助加算 (I)(2) 入浴介助加算 (II)		
	【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 入浴介助加算(I)		
	ア 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して 行われる入浴介助になっていますか。	□いる □いない	平 27 厚労告 95 第 24 の 4 イ
	※ 入浴介助加算(I)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものですが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことで、結果として身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となります。		平 12 老企 36 第二の 8(10)ア ①
	なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上 で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等 である場合は、これを含むものとします。		
	(2) 入浴介助加算(Ⅱ) 次の(ア〜エ) いずれにも適合すること。 ア (1)に掲げる基準に適合していますか。	□いる □いない	平 27 厚労告 95 第 24 の 4 ロ
	イ 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価していますか。 また、当該訪問において、居宅の浴室が、利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っていますか。		

自主点検項目	自 主	点検	の	ポ	イ	ン	<u>۲</u>		根	拠
	 ※ 利用者の居宅 術に基づいて、 訪問介護員等のた場合、事業所の た場合、事業所の ※ 利用者の居宅 である場合は、 してください。 ウ 当該事業所の 	利用者の動作介助によりみ た対しその旨 を訪問し評価 書面等を活用	を踏ま行 情報共 した者 し、 、作業	え、利 うこと 有して が、事 分な情	用者自身 が可能 ください 業所の 報共有る は言詞	すで又に である。 送業者 を 聴覚 :	は家族・ と判断し 以外の者 よう留意 とが医師		平 12 老 第二の ②a	企 36 8(10) イ
	との連携の下で 該利用者の居宅 作成しています ※ 個別の入浴計 画の中に記載す 成に代えること	の浴室の環 か。 ·画に相当す る場合は、そ	境等を る内容を この記載	踏まえ を通所! をもっ`	て個別 「ハビ」	 の入消 テー:	谷計画を ション計		平 12 老 第二の ②b	
	エ ウの入浴計画 その他の利用者 いますか。	iに基づき、f fの居宅の状	固浴(個! 況に近!	別の入れ	で、入浴	介助で	を行って			
	※ この場合の「何など」 は、手すりなど。 浴室の環境を個別 入浴介助を行う「 まえて、できるよ れを用いて等を れを用の研修等を	入浴に要する 別に模したも 際は、関係計 又は家族・訪 うになるよう てください。	福祉用 の画等の 時間介護 、要な介	具等を注 大 を 大 に ま に ま に ま に ま に ま に ま に ま の に ま き に ま ま に ま れ に ま に ま れ に ま ま れ に ま ま れ ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	舌用しれ 支えあり 況や利り 介助に。 支術の	利用者()ません 用者の よってん 習得に	の居宅の ん。また、 伏態をふ 入浴する 努め、こ		平 12 老: 第二の ②c	
	(2) 体調不良等に 算を算定している※ 通所リハビリ ている場合に、 場合については	ハませんか。 テーション 利用者側の	計画上、 事情に 』	入浴のより、入)提供か 、浴をま	ぶ位置付	寸けられ	□いる	二の8(1	企 36 第
10 リハビリテ ーションマネ ジメント加算		ビテーショ 士その他の! を管理した 次に掲げる すか。	ン事業 職種の 場合、リ 区分に	所の医的 者が共同 ハビリ むじ、1	師、理 引し、# ! テーシ 月につ	学療法: 継続的に ション・ シき所に	士、作業 こリハビ マネジメ 它の単位	□いない	平 12 厚別表 7 泊	
	ては、その他の加 (1) リハビリテーア 通所リハビリ し、利用者の同 期間のリハビリ イ 当該日の属す	算は算定で -ションマネ テーション 意を得た日の テーション -る月から起	きません キジメン 計画を の質を 行 の質を 行 して	ん。 / ト加算 利用者 ら月から 管理し7	(A)イ 又はそ o起算し た場合	の家放 して 6 J	実に説明 月以内の			
	リテーションの (2) リハビリテー ア 通所リハビリ し、利用者の同: 期間のリハビリ イ 当該日の属す	ーションマネ テーション 意を得た日の テーション る月から起	マジメン 計画を の質を で	利用者 う月から 管理し7	又はそ 起算し た場合	て6月	月以内の			

通所リハビリテーション

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(3) リハビリテーションマネジメント加算(B)イ ア 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族 に 説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以 内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 イ 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビ リテーションの質を管理した場合		
	(4) リハビリテーションマネジメント加算(B)ロア 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合イ 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合		
	※ リハビリテーションマネジメント加算は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として実施されるものであり、リハビリテーションの質の向上を図るため、他職種協働による通所リハビリテーション計画の作成、当該計画に基づく利用者の状態や生活環境を踏まえた適切なリハビリテーションの提供、当該提供内容の評価とその結果を踏まえた計画の見直し等といったSPDCAサイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものです。		平 12 老企 36 第 2 の 8(11)①
	※ 「リハビリテーションの質の管理」とは、生活機能の維持又は向上を目指すに当たって、心身機能、個人として行うADLやIADLといった活動をするための機能、家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等といった参加をするための機能について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているか管理することをいいます。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (11) ②
	※ 本加算は、SPDCAサイクルの構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものであることから、当該SPDCAサイクルの中で通所リハビリテーション計画を、新規に作成し直すことは想定しておらず、利用者の状態に応じて適切に当該計画の見直しが行われるものです。したがって、「同意」とは、本加算を取得するに当たって初めて通所リハビリテーション計画を作成して得られた同意をいい、当該計画の見直しの同意とは異なることに留意してください。		平 12 老企 36 第 2 の 8(11)③
	【厚生労働大臣の定める基準】 (1) リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平 27 厚労告 95 第 25
	ア 事業所の医師が、通所リハビリテーションの実施に当たり、 当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、 利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該 リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず 当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以 上の指示をおこなっていますか。	いるいない	
	イ (1)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療 □□	いるいない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	ウ リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関 する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員 と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録していますか。		
	※ リハビリテーション会議の構成員である医師の当該会議への出席については、テレビ電話等情報通信機器を使用してもよいこととします。 なお、テレビ電話等情報通信機器を使用する場合には、当該会議の議事に支障のないよう留意してください。		平 12 老企 36 第 2 の 8(11)⑤
	※ リハビリテーション会議の開催頻度について、通所リハビリテーションを実施する事業所若しくは介護予防通所リハビリテーションを実施する事業所並びに当該事業所の指定を受けている保険医療機関において、算定開始の月の前月から起算して前 24 月以内に介護保険または医療保険のリハビリテーションに係る報酬の請求が併せて6月以上ある利用者については、算定当初から3月に1回の頻度でよいこととします。		平 12 老企 36 第 2 の 8(11)⑥
	エ 通所リハビリテーション計画(指定居宅サービス等基準第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。以下同じ。)について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告していますか。	_	
	オ 通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の 同意を得た日の属する月から起算して、6月以内の場合にあ っては1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に 1回以上リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の 変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直しています か。		
	カ 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行っていますか。 キ 次のいずれかに適合していますか。		
	① 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。		
	② 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。	□いない	
	(2) リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア (1)ア〜クまでに掲げる基準のいずれにも適合しています か。	□いる □いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	イ 利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の 情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当た って、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実 施のために必要な情報を活用していますか。		
	※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行う こととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、 「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的 考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照し てください。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (11) ⑦
	※ サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用しSPDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行ってください。 提出された情報は、国民の健康保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されます。		
	(3) リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	ア (1)ア〜ウまで及びオ〜キまでに掲げる基準のいずれにも適 合していますか。	□いる □いない	
	イ 通所リハビリテーション計画について、指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、 利用者の同意を得ていますか。		
	ウ ア及びイに掲げる基準に適合することを確認し、記録していますか。	□いる □いない	
	(4) リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	ア (3) ア〜ウまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。	□いる □いない	
	イ 利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の 情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当 たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効 な実施のために必要な情報を活用していますか。		
11 短期集中個 別リハビリテ ーション実施 加算	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語 聴覚士が、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間 に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中 個別リハビリテーション実施加算として、1日につき所定の単位 数を加算していますか。	□いる □いない □該当無	平 12 厚告 19 別表 7 注 9
	※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為 向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定 できません。		
	※ 「個別リハビリテーションを集中的に行った場合」とは、 退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週 につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上実施するもの でなければなりません。	-	平 12 老企 36 第 2 の 8 (12) ②
12 認知症短期 集中リハビリ テーション実 施加算	める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リ	□いる □いない □該当無	平 12 厚告 19 別表 7 注 9

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	についてはその退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、所定の単位数を算定していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しません。 (1) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)		
	(2) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		
	【厚生労働大臣が定める基準】(1) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実		平 27 厚告 95 第 27 号
	施していますか。 (2) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	□いない	
	()	□いる □いない	
	イ 通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施していますか。 ウ リハビリテーションマネジメント加算(A)イ又は口若しくは	□いる □いない □いる	
	(B) イ又は口を算定していますか。	□いる □いない	
	【厚生労働大臣が定める施設基準】 ① リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていますか。	□いる □いない	平 27 厚告 96 第 7 号
	② リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切な数になっていますか。	□いる □いない	
	※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、認知症を有する利用者の認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力(生活環境又は家庭環境へ適応する等の能力をいう。以下同じ。)を最大限に活かしながら、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施するものです。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (13)①
	※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)は、精神科 医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の 利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者 に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、1週間に2日を限度として、20分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合に算定できるものである。 なお、当該リハビリテーションの提供時間が20分に満たない場合は算定できません。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (13) ②
	※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を終了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の状態に応じて、個別又は集団によるリハビリテーションは、1月に8回以上実施することが望ましいですが、1月に4回以上実施した場合に算定できます。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (13) ③

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	その際には、通所リハビリテーション計画書にその時間、実施頻度、実施方法を定めたうえで実施してください。 ※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)におけるリハビリテーション計画の作成に当たっては、認知症を有する利用者の生活環境に対応したサービス提供ができる体制を整える必要があることから、利用者の生活環境をあらかじめ把握するため、当該利用者の居宅を訪問してください。		平 12 老企 36 第 2 の 8(13)④
	※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)における リハビリテーション計画に従ったリハビリテーションの評価 に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅にお ける応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その 結果を当該利用者とその家族に伝達すること。なお、当該利用 者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することは できません。		平 12 老企 36 第 2 の 8(13)⑤
	※ 本加算の対象となる利用者は、MMSE (Mini Mental State Examination)又はHDS-R (改定長谷川式簡易知能評価スケール)においておおむね5点~25点に相当する者です。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (13) ⑥
	※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていることから、当該加算の趣旨を踏まえたリハビリテーションを実施してください。		平 12 老企 36 第 2 の 8(13)⑦
	※ 本加算は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I) についてはその退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)についてはその退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合に算定できることとしているが、当該利用者が過去3月の間に本加算を算定した場合は算的できません。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (13) ⑧
13 生活行為向 上リハビリテ ーション実施 加算	ハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための リハビリテーションを行った場合は、通所リハビリテーション開 始月から起算して6月以内の期間に限り、所定の単位数を加算し ていますか。	□いる □いない □該当無	平 12 厚告 19 別表 7 注 10
	※ 短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期 集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は、算定 できません。		
	【厚生労働大臣が定める基準】 ① 生活行為の内容の充実を図るため専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていますか。		平 27 厚告 95 第 27 号
	② 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供していますか。	□いる □いない	
	③ 当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告していますか。	□いる □いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	④ 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションネジメント加算(A)イ又は口若しくは(B)イ又は口を算定しいますか。		
	⑤ 通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用 の居宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね一月に一 以上実施していますか。	月者 □いない	
	【厚生労働大臣が定める施設基準】	_	
	リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法 作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切ですか。	士、 □いる □いない	
	※ 当該加算の「生活行為」とは、個人の活動として行う排入 入浴、調理、買物、趣味活動等の行為をいいます。	世、	平 12 老企 36 第 2 の 8(14)①
	※ 当該加算におけるリハビリテーション(以下「生活行為向 リハビリテーション」という。)は、加齢や廃用症候群等に り生活機能の1つである活動をするための機能が低下した 用者に対して、当該機能を回復させ、生活行為の内容の充実 図るための目標と当該目標を踏まえた6月間のリハビリラ ションの実施内容を生活行為向上リハビリテーション実施	こよ 上利 ミを - 一	平 12 老企 36 第 2 の 8 (14) ②
	画にあらかじめ定めた上で、計画的に実施するものです。 ※ 生活行為向上リハビリテーション実施計画書の作成や、リビリテーション会議における当該リハビリテーションの目の達成状況の報告については、厚生労働大臣が定める基準第8号イによって配置された者が行うことが想定されているとに留意してください。	目標 第2	平 12 老企 36 第 2 の 8(14)③
	※ 生活行為向上リハビリテーション実施計画の作成に当たては、本加算の趣旨について説明した上で、当該計画の同意得るよう留意してください。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (14) ④
	※ 本加算の算定に当たっては、リハビリテーションマネジスト加算の算定が前提となっていることから、当該加算の趣旨 踏まえ、他者との関わり合いがある家庭での役割を担うこと 地域の行事等に関与すること等を可能とすることを見据え 目標や実施内容を設定してください。	きを	平 12 老企 36 第 2 の 8 (14) ⑤
	※ 本加算は、6月間に限定して算定が可能であることから、 用者やその家族においても、生活行為の内容の充実を図るた の訓練内容を理解し、家族の協力を得ながら、利用者が生活 中で実践していくことが望ましいです。 また、リハビリテーション会議において、訓練の進捗状況	きめ	平 12 老企 36 第 2 の 8 (14) ⑥
	その評価等について、医師が利用者、その家族、構成員に認してください。		
	※ 生活行為向上リハビリテーション実施計画書に従ったリビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力ついて評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達ること。なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリラションを実施することはできません。	し、 7に をす 	平 12 老企 36 第 2 の 8(14)⑦
14 若年性認知 症利用者受入 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして 長に届け出た通所リハビリテーション事業所において、若年性 知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合は 日につき所定の単位数を加算していますか。	韭認 □いない	平 12 厚告 19 別表 7 注 12

自主点検項目	自	主	点 検	Ø	ポ	イ	ン	٢		根拠
予防に同様の 加算あり	受け入 の担当者	れた若年		- 利用者 こ					: □いる □いない	平 27 厚告 95 第 18 号
15 栄養アセス メント加算	届け出た 員等及な 行っただ場 だスを	事業所に 同して栄 解決すべ 合は、1 、当該利 している	*れの基準! おいて、利 養子課題を表 月間で ません。 も も は ま は り は り は り し ま き ま に り で も ま ま に り で も ま に り で り で り で り で り で り で り で が で が で が で	J用者に イント(型握する 所定の単 改善加	対して 利用者。 ることを 単位数を 算の算5	、管理 いう。 加算 に 定に係	栄養士 低栄養 以ている る栄養	が介護職 状態の! 司じ。) を ますか。 な善サー	しいない□ 該当無	平 12 厚告 19 別表 7 注 13
	用者ご	ことに行わ	ント加算の かれるケア ください。							平 12 老企 36 第 2 の 8(16) 準用 (第 2 の 7(15)①)
			の従業者と 上配置して			との連	携によ	り管理第	♦ □いる □いない	
	アセス 施 数 を 起 士 を 者 を そ そ 来 を ア	メント加 栄養マネ 引えて管理 名以上配 士会若し ・ステー	職員として 1算の対象事 ジメント強 2学養士を 1置している くは都道が ション」) ってくださ	事業所に 化加算 置いてい るものに 野県栄養 との連	上限る。) の算定 いるもの 上限る。) を士会が	、医療 要件と フスは 設置し	機関、間に関いている。 機関の はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	介護保障 定する員 管理栄養 :団法人日 さする「栄	ATT TITTE MAN TO ATT	平 12 老企 36 第 2 の 8(16) 準用 (第 2 の 7(15)②)
	士、 同し ^で	言語聴覚: て栄養ア ⁻ してその約	こ、医師、 士、看護職 セスメント 結果を説明	員、介 を実施	護職員 ⁻ し、当i	その他 該利用	の職種 者又は	の者がま その家族	も □いない	
	※ 栄養 掲げる ついて	アセスメ 手順によ は、1月	ントについり行ってく毎に測定し	、ださい してくた	い。あわ ごさい。	せて、	利用者	の体重に	_	平 12 老企 36 第 2 の 8(16) 準用 (第 2 の 7(15)③)
	イ 管理 の者が 配慮し ウ ア及	栄養士、 	低栄養状態 看護職員、 、利用者ご 決すべき第 まないまだ。 まないまだ。 まないまでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	介護職 ことの摂 会養管理 引用者又	員、生涯 €食・嚥 理上の課 なはその	舌相談 下機能 題の把 家族に	員その 及び食 !握を行 対して	他の職種 形態にも テうこと。 て説明し、		
	エ 低栄いては	養状態に 、介護支	を行うこと こある利用 援専門員と ·ビスの提供	者又は 情報共	有を行	い、栄	養改善	加算に係		
	けてい 月は、 セスメ 供が必	る間及び 算定しま ントの結 要と判断	を改善加算の が当該栄養で せんが、栄 ま果、栄養改 された場合 は算を算定で	改善サー 養アセ 善加算 は、栄	ービスか スメン に係る。 養アセ	ぶ終了 ト加算 栄養改	した日 に基づ 善サー	の属する がく栄養ア -ビスの携	? E	平 12 老企 36 第 2 の 8(16) 準用 (第 2 の 7(15) ④)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根	処
	(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。			
	※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。		平 12 老企 の 8 (16) 準 2 の 7 (15)	用(第
	また、サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行ってください。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため適宜活用されます。			
	(4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所リ ハビリテーション事業所ですか。	□いる □いない		
	【厚生労働大臣が定める基準】 通所介護費、通所リハビリテーション費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介護費における栄養アセスメント加算の基準通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号の二、第六号、第十一号、第十六号及び第二十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。		平 27 厚告 第 18 号の	
16 栄養改善加 算 予防に同様の 加算あり	(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定の単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当無	平 12 厚告 別表 7 注 1	
	※ ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については引き続き算定することができます。			
	【厚生労働大臣が定める基準】 ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していますか。	□いる □いない	平 27 厚告 29 号	95 第
	イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員そ の他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び 食形態に配慮した栄養ケア計画を作成していますか。	□いる□いない		
	ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者 の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行ってい るとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。			
	エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。	□いる □いない		
	オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	□いない □いる		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(2) 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は利用 者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意していますか。		平12老企36第2 の8(17)準用(第 2の7(16)①)
	(3) 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のアから才のいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者としていますか。 ア BMIが18.5未満である者		平 12 老企 36 第 2 の 8(17) 準用 (第 2 の 7(16)③)
	イ 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者		
	ウ 血清アルブミン値が3.5g/dl 以下である者		
	エ 食事摂取量が不良(75%以下)である者		
	オースの他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者		
	※ なお、次のような問題を有する者については、上記ア〜オのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。		
	・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題		
	・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題		
	・食欲の低下の問題		
	・ 閉じこもりの問題 (基本チェックリストの閉じこもりに関連する (10) (17) のいだいかの原見にないて「1・パネット・スポックト)		
	(16) (17) のいずれかの項目において「1」に該当する者を含む。) ・ 認知症の問題 (基本チェックリストの認知症に関連する(18)、		
	(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者を含む。)		
	・ 鬱の問題(基本チェックリストの鬱に関連する(21)~(25) において、二項目以上「1」に該当する者などを含む。)		
	(4) 栄養改善サービスの提供は、以下のアから才までに掲げる 手順を経てなされていますか。		平 12 老企 36 第 2 の 8(17) 準用 (第
	ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握していますか。	□いる □いない	2 Ø 7 (16) ④)
	イ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂		
	食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解 決すべき課題の把握(以下「栄養アセスメント」という。)を	□いない	
	行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の		
	職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り		
	る内谷の説明寺)、解次りへさ木養官理工の味題寺に対し取り 組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成していますか。		
	また、作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービス		
	の対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得てい ますか。	□いない	
		□いる	
		□いない	
		□いる □いない	
	エ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況		
	を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するた	□いない	
	め、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問、民党での金庫状況・金庫環境等の具体的な課題の根据や		
	問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、 主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養		
	改善サービスを提供していますか。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	オー利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の		
	状況を検討し、概ね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を、当該利用者を担当する介護支援	□いない	
	専門員や主治の医師に対して情報提供していますか。		
17 口腔・栄養		□いる	平 12 厚告 19
スクリーニン		□いない □該当無	別表の7注15
グ加算	クリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1		
予防に同様の	回につき次に掲げる単位数を加算していますか。		
加算あり	ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい		
	ては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、 当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定して		
	いる場合にあっては算定しません。		
	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)		
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		
	【厚生労働大臣が定める基準】		
	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)		平 27 厚労告 95 第十九号の二イ
	次に掲げる(ア〜エ)いずれにも適合すること。		舟 ルケツニイ
	ア 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情		
	報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある		
	場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を、当該利		
	用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。		
	イ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態につい て確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利		
	用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要		
	な情報を含む。)を、当該利用者を担当する介護支援専門員に		
	提供していますか。		
	ウ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	□いない □いる	
	エ 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当して	口いない	
	いませんか。	□いる	
	① 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄		
	養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間で ある若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月		
	であること。		
	② 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上		
	サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービュングストも日の見去る日でもススト		
	スが終了した日の属する月であること。 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 次に掲げる基準ア・イのいずれかに適合すること。		
	ア 次に掲げる基準①~③のいずれにも適合すること。		平 27 厚労告 95
	① (1)のア及びウに掲げる基準に適合していますか。	□いる	第十九号の二口
		□いない	
	② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定してい		
	る、又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である、若しくは当該栄養改善サービスが	 	
	終了した日の属する月ですか。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算 の算 定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔 機能向上サービスが終了した日の属する月ではありませんか。		
	イ 次に掲げる基準①~③のいずれにも適合すること。		
	① (1)イ及びウに掲げる基準に適合していますか。	□いる □いない	
	② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した		
	日の属する月ではありませんか。 ③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではありませんか。		
	※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定上の留意事項		平 12 老企 36 第 2
	→ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング(以下「口腔スクリーニング」という。)及び栄養状態のスクリーニング(以下「栄養スクリーニング」という。)は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。		の 8(18) 準用 (第 2 の 7(17))
	□ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものです。ただし、上記(2)に規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができます。		
	(三) 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニング加算の算定に 当たっては、利用者について次に掲げる要件に関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し提供してください。		
	⑦ 口腔スクリーニング		
	a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者		
	c むせやすい者		
	② 栄養スクリーニング		
	a BMIが18.5未満である者		
	b 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成 18 年6月9日老発第0609001厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者		
	c 血清アルブミン値が 3.5 g / dl 以下である者		
	d 食事摂取量が不良(75%以下)である者		
	四 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施してください。		
	(五) 加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定		
	月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
18 口腔機能向 上加算	次に掲げる厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定の単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔	□いない	平 12 厚告 19 別表 7 の注 16
	機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き		
	続き算定することができます。 (1) 口腔機能向上加算(I)		
	(2) □腔機能向上加算(II)		
	【厚生労働大臣が定める基準】		云 og 唇光光 og
	(1) 口腔機能向上加算(I) 次に掲げる(ア〜オ)いずれにも適合すること。		平 27 厚労告 95 第三十号準用(第
	ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していますか。	□いる □いない	二十号)
	イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が 共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。		
	ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、 歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス(指定居宅サ ー ビス介護給付費単位数表の通所介護費の注に規定する口 腔機能向上サービスをいう。)を行っているとともに、利用者 の口腔機能を定期的に記録していますか。		
	エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期 的に評価していますか。	□いる □いない	
	オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	□いない □いる	
	(2) □腔機能向上加算(Ⅱ)		平 27 厚労告 95 第三十号準用(第
	次に掲げるア〜イいずれにも適合すること。 ア (1)のア〜オに掲げる基準のいずれにも適合していますか。	□いる □いない	二十号)
	イ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報 を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たっ て、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のた めに必要な情報を活用していますか。		
	※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。また、サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用		平 12 老企 36 第 2 の 8 (19) 準用 (第 2 の 7 (18) ⑦)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行ってください。 【口腔機能向上加算の算定上の留意事項】		
	(1) 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア〜ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者としていますか。	□いない	平 12 老企 36 第 2 の 8 (19) 準用 (第 2 の 7 (18) ③)
	※ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じてください。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (19) 準用 (第 2 の 7 (18) ④)
	※ 利用者が歯科医療を受診している場合で、次のア又はイのいずれかに該当する場合にあっては、本加算は算定できません。 ア 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合		平 12 老企 36 第 2 の 8 (19) 準用 (第 2 の 7 (18) ④)
	イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上 サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合		
	【口腔機能向上サービスの提供の手順】 (2) 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握していますか。	□いる □いない	平 12 老企 36 第 2 の 8 (19) 準用 (第 2 の 7 (18) ⑤)
	(3) 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行っていますか。	□いる □いない	
	(4) 言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談 員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載し た口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。	□いる □いない	
	(5) 作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。 ※ 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画	□いる □いない	平 12 老企 36 第 2
	※ 口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画 の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指 導計画の作成に代えることができます。 (6) 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛	口いる	の 8(19) 準用 (第 2 の 7(18) ⑤ロ)
	生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供していますか。	口いない	
	(7) 口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。	□いる □いない	
	(8) 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行っていますか。	□いない	
	(9) (8)の評価の結果について、当該利用者を担当する介護支援 専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供して いますか。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(10) (8)の評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供していますか。		平12老企36第2 の8(19)準用(第 2の7(18)⑥)
	ア ロ腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 イ 口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 ※ サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善		平 12 老企 36 第 2
	管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はありません。		の8(19)準用(第2の7(18)⑤ホ)
19 サービス種	※ 口腔機能向上サービスの適切な実施のため、「口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について(平成18年3月31日老老発第0331008号)」を参考にしてください。 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、若しくは特定	□いない	12 厚告 19
19 リーピス権 類相互算定関 係	施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型 共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護、若しくは複合型サービスを受 けている間、通所リハビリテーション費が算定されていません か。	□いる □該当無	別表 7 注 17
20 重度療養管理加算	(1) 別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者(要介護状態 区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者に限る。)に 対して、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーショ ンを行った場合に、1日につき所定の単位数を加算していま すか。 ※ ただし、所要時間1時間以上2時間未満の通所リハビリテー	□いる □いない □該当無	12 厚告 19 別表 7 注 18
	ションを行った場合は、算定できません。 【厚生労働大臣が定める状態】		平 27 厚告 94
	ア 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ※ 「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは、当該月において1日当たり8回(夜間を含め約3時間に1回程度)以上実施している日が20日を超える場合をいうものです。 イ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態		平 12 老企 36 第 2 の 8 (20) ②ア
	※ 「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っている場合をいいます。 ウ 中心静脈注射を実施している状態		平 12 老企 36 第 2 の 8 (20) ②イ
	※ 「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈 注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養 以外に栄養維持が困難な利用者である場合をいいます。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (20) ② ウ
	エ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ※ 「人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週2日以上実施しているものであり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症をもつものである場合をいいます。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (20) ②エ

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	A 透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射 を行っている糖尿病		
	B 常時低血圧(収縮期血圧が 90mmHg 以下)		
	C 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈する		
	もの		
	D 出血性消化器病変を有するもの		
	E 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの		
	F うっ血性心不全(NYHAⅢ度以上)のもの		
	オ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実 施している状態		
	※ 「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を 実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動 等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧 90mmHg 以下 が持続する状態、又は、酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度 90%以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のい ずれかを含むモニタリングを行っている場合をいいます。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (20) ②オ
	カ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に掲げる身体障害者障害程度表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態		
	※ 「膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合をいいます。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (20) ②カ
	キ 経鼻胃管や胃瘻の経腸栄養が行われている状態		
	※ 「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合をいいます。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (20) ②キ
	- ク 褥瘡に対する治療を実施している状態		
	※ 「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下 の分類で第3度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な 処置を行った場合に限ります。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (20) ②ク
	第1度:皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除 いても消失しない(皮膚の損傷はない)		
	第2度:皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの)		
	第3度:皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いく ぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれ ば、及んでいないこともある		
	第4度:皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している		
	ケ 気管切開が行われている状態		
	※ 「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合をいいます。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (20) ②ケ
	(2) 当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内 容等を診療録に記録していますか。	_ •	平 12 老企 36 第 2 の 8 (20) ①
		<u> </u>	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
21 中重度者ケ ア体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た通所リハビリテーション事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき所定の単位数を加算していますか。	口いない	平 12 厚告 19 別表 7 注 19
	【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 人員基準を満たす看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上を確保していますか。		平 27 厚労告 95 第三十一号
	(2) 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の利用者の割合が100 分の30以上ですか。		
	(3) 通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら通所 リハビリテーションの提供に当たる看護職員を 1 名以上配置 していますか。	□いない	
22 科学的介護 推進体制加算	次に掲げる(1)~(2)いずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として1月につき所定の単位数を加算していますか。	口いない	平 12 厚告 19 別表 7 の注 20
	(1) 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していますか。		
	(2) 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、 指定通所リハビリテーションの提供に当たって、(1)に規定す る情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に 提供するために必要な情報を活用していますか。	□いる □いない	
	※ 原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記ア・イに掲げる要件を満たした場合に、事業所の利用者全員に対して算定できるものです。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (22) 準用 (第 2 の 7 (19) ①)
	※ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (22) 準用 (第 2 の 7 (19) ②)
	※ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action)のサイクル (PDCAサイクル)により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、以下のような一連の取組が求められます。 したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりませんのでご留意ください。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (22) 準用 (第 2 の 7 (19) ③)
	① 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する (Plan)。		
	② サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、 利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する (Do)。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	 ③ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。 ④ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。 ※ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されます。 		平 12 老企 36 第 2 の 8 (22) 準用 (第 2 の 7 (19) ④)
23 同一建物に 居住する者に 対するサービ ス	指定通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者 又は指定通所リハビリテーション事業所と同一建物から当該指 定通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、指定通所リハ ビリテーションを行った場合は、1日につき所定の単位数を減算 していますか。		平 12 厚告 19 別表 7 注 21
	※ 「同一建物」とは、当該指定通所リハビリテー ション事業 所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具 体的には、当該建物の一階部分に指定通所リハビリテーション 事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場 合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣 接する場合は該当しません。 また、ここでいう同一建物は、当該建築物の管理、運営法人		平 12 老企 36 第 2 の 8 (23) 準用 (第 2 の 7 (20) ①)
	が当該指定通所リハビリテーション事業所の指定通所リハビリテーション事業者と異なる場合であっても該当します。 ※ 傷病により一時的に送迎が必要と認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は例外的に減算対象となりません。 具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩		平 12 老企 36 第 2 の 8 (23) 準用 (第 2 の 7 (20) ②)
	行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所リハビリテーション事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。		
	ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載してください。 また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録してください。		
24 送迎減算	利用者に対して、その居宅と通所リハビリテーション事業所の間の送迎を行わない場合は、片道につき所定の単位数を減算していますか。	□いる □いない □該当無	平 12 厚告 19 別表 7 注 22
25 移行支援加算	311-17-25 M3 1 M10 1 CO 0 CO 1 1 - 12 M 0 CO 0 CO 1	□いる □いない □該当無	平 12 厚告 19 別表 7 のニ
	【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 次のいずれにも適合すること。 ア 評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者(生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く)のうち、指定通所介護、認知症対応型通所介	□いる □いない	平 27 厚労告 95 第三十二号

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	護、第1号通所事業その他社会参加に資する取り組みを実施した者の占める割合(小数点第3位以下は切り上げ)が、100分の3を超えていますか。		
	イ 評価対象期間中に通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション従業者が、通所リハビリテーション終了者に対して、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状		
	況を確認し、記録していますか。 ウ 12を通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用	□ w Z	
	月数で除して得た数 (小数点第3位以下は切り上げ) が100 分の27以上ですか。	ロいない	
	エ 通所リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供していますか。		
	※ 評価対象期間は、移行支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年1月から12月までの期間です。		平 27 厚告 96 十九
	※ 移行支援加算におけるリハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のADL及びIADLを向上させ、通所介護等に移行させるものです。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (27) 準用 (第 2 の 5 (11) ①)
	※ 「その他社会参加に資する取組」には、医療機関への入院、 介護保険施設への入所、訪問リハビリテーション、認知症対応 型共同生活介護、介護予防・日常生活支援総合事業における訪 問サービス事業等は含まれず、算定対象となりません。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (27) 準用 (第 2 の 5 (11) ②)
	※ 平均利用月数については、以下の式により計算してください。 ① (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数 (i) 当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者		平 12 老企 36 第 2 の 8 (27) 準用 (第 2 の 5 (11) ④)
	延月数の合計		
	(ii) (当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計+ 当該事業所における評価対象期間の新規終了者の合計) ÷ 2		
	② ①(i)における利用者数には、当該施設の利用を開始して、 その日のうちに利用を終了した者又は死亡した者を含む。		
	③ ①(i)における利用者延月数は、利用者が評価対象期間に おいて当該事業所の提供する通所リハビリテーションを利用 した月数の合計をいう。		
	④ ①(ii)における新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する通所リハビリテーションを利用した者の数をいう。また、当該事業所の利用を終了後、12月以上の期間を空けて、当該事業所を再度利用した者については、新規利用者として取扱うこと。		
	⑤ ①(ii)における新規終了者数とは、当該評価対象期間に当該事業所の提供する通所リハビリテーションの利用を終了した者の数をいう。		
	※ 「3月以上継続する見込みであること」の確認は、通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、通所リハビリテーション終了者の居宅を訪問し、通所リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ADL及		平 12 老企 36 第 2 の 8 (27) 準用 (第 2 の 5 (11) ⑤)
	びIADL維持又は改善していることを確認してください。		

自主点検項目	自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	<u>۲</u>		根拠
	られた		ついて					. –	たって得 等に記録	·	平 12 老企 36 第 2 の 8(27) 準用 (第 2 の 5(11) ⑥)
26 サービス提 供体制強化加 算(I)(Ⅱ)	市長に対し	に届け出	た指定 通所リ	通所! ハビ!	ノハビ リテー\$	リテーシ ノョンを	ノョン₹ ·行った	事業所か と場合は	のとして *、利用者 :、次の区 - か	▮ □いない	平 12 厚告 19 別表 7 のホ
		ト ク、 ービス打	-				H 开 C	(0.93	13.0		
		ービス打				,					
		ービス打				,					
	※ 上言		れかの	加算を			場合に	は、上記	の他の加		
	【厚生学	労働大臣	が定め	る基準	集 】						平 27 厚労告 95
	(1) サ	ービス打	是供体的	制強化	加算((I)					第三十三号
	次に非	曷げる基	準のい	ずれに	こも適合	合するこ	と。				
	ア 次の	りいずれ	かに通	合して	ていまっ	すか。					
	① 指況 ち、か	定通所リ ト護福祉								□いる□いない	
			7 10 年						総数のう 100 分の		
	イ 利月	用定員、	人員基	準に道	適合し [·]	ています	っか。			□いる □いない	
	(2) サ	ービス打	是供体的	制強化	加算((Π)					
	次に非	曷げる基	準のレ	ずれば	こも適合	合するこ	と。				
		定通所リ ト護福祉							総数のう か。	□いる□いない	
	イ 利月	用定員、	人員基	準に通	適合し [·]	ています	か			□いる □いない	
	(3) サ	ービス打	是供体的	制強化	加算((III)					
	次に非	曷げる基	準のい	ずれば	こも適々	合するこ	と。				
	ア次の					-					
		下護福祉	士の占	ある書	割合が	100 分0	40 以	上です	か。	口いない	
	の総数		、勤続						する職員 100 分 <i>の</i>	□いる□いない	
	イ 利月	用定員、	人員基	準に通	適合し [.]	ています	゚゚゙ゕ。			□いる □いない	
	※ 職員 た前 ^在	員の割合 F度(3						法によ	り算出し		平 12 老企 36 第 2 の 8 (28) 準用 (第 2 の 3 (9) ④⑤)
	を開め の属す 均を月	台し、又 ける月の 月います	は再開 前3月 。	■した ■した	事業所されて、常	を含む。 宮勤換算)につ 方法に	いては より算	たに事業 、届出日 出した平 業所につ	Z .	2 v 2 0 (2) (±)(W)
		こがって は、4月				-		」したず	<i>∕</i> ⊏// (⊆ -		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	この場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近 3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持し なければなりません。		
	その割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合、届出を提出しなければなりません。		
	※ 介護福祉士又は実務書研修終了者若しくは介護職員基礎研修課程終了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の過程を終了している者とします。		
	※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (28) 準用 (第 2 の 3 (9) ⑥)
	※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (28) 準用 (第 2 の 3 (9) ⑦)
	※ 同一の事業所において介護予防通所リハビリテーションを 一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に 行います。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (28) 準用 (第 2 の 3 (9) ⑧)
	※ 通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、 理学療法士等、看護職員又は介護職員として勤務する者です。		
	なお、1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあっては、これらの職員に含まれます。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (28) ②
27 介護職員処	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃	□いる	平 12 厚告 19 別表 7 のへ
遇改善加算	金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定通所 介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当 該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に	□いない □該当無	別衣(ひ)へ
	掲げる単位数を加算していますか。		
	掲げる単位数を加算していますか。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 上記1から21までにより算定した単位数の100分の		
	掲げる単位数を加算していますか。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 上記1から21までにより算定した単位数の100分の59に相当する単位数		
	掲げる単位数を加算していますか。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 上記1から21までにより算定した単位数の100分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 上記1から21までにより算定した単位数の100分の		
	掲げる単位数を加算していますか。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 上記1から21までにより算定した単位数の100分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		
	掲げる単位数を加算していますか。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数		
	掲げる単位数を加算していますか。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の		平 27 厚労告 95
	掲げる単位数を加算していますか。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 【厚士労働大臣が定める基準】 (1) 介護職員処遇改善加算(I)		平 27 厚労告 95 第二十四号
	掲げる単位数を加算していますか。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	掲げる単位数を加算していますか。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該	□ □	
	掲げる単位数を加算していますか。 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 上記1から21までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていますか。	□ □	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	ウ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施 していますか。	□いる □いない	
	エ 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に	□いる	
	関する実績を市長に報告していますか。	□いない	
	オ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働 者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法		
	その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていませんか。		
	カ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われてい	□いる □いない	
	ますか。 キー次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。		
	① 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件	□いる □いない	
	(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めている。 ② ①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員		
	に周知している。	口いない	
	③ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当	□いる □いない	
	該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 ④ (3)について、全ての介護職員に周知している。	ロいる	
	(one so the cost of the cost o	□いない	
	⑤ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み 又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設		
	スは一たの基準に基づさた別に昇和を刊足りるは組みを設 けている。		
	⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員 に周知している。	□いる □いない	
	ク イの届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の		
	処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介 護職員の処遇改善に要する費用の見込額を、全ての職員に周知	□いない	
	していますか。		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		
	(1)のアからカまで、キ①から④まで及びクに掲げる基準の いずれにも適合していますか。	□いる □いない	
	(a) A 3# mbb II /		
	(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	ア (1)のアからカまで及びクに掲げる基準に適合しています	□いる	
	か。	□いない	
	イ 次に掲げる①②の基準のいずれかに適合していますか。		
	① 次に掲げる要件の全てに適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要	□いる	
	件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めている。		
	(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員 に周知している。	□いる □いない	
	② 次に掲げる要件の全てに適合すること。		
	(一) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当		
	該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 (二) (一)について、全ての介護職員に周知している。	□いない	
	/ / //こ ノい・こ、 土 こい川 夜概貝に川州 し こいる。	□いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 介護職員処遇改善加算の内容については、「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月22日老発0322第2号厚生労働省老健局長通知)を参照してください。		平 12 老企 36 第 2 の 8 (29) 準用 (第 2 の 2 (22))
28 介護職員等 特定処遇改善 加算		□いる □いない □該当無	平 12 厚告 19 別表 7 のト
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)		
	介護報酬の総単位数の1000分の12に相当する単位数		
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		
	介護報酬の総単位数の1000分の10に相当する単位数		
	【厚生労働大臣が定める基準】		
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平 27 厚労告 95 第三十四の二号
	ア 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準 のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が 介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善 に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じて いますか。	_	ж— I СV — 7
	 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する 費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込 額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定 処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由に より、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に 要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介 		
	護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。		
	四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額4 40万円を上回らないこと。		
	イ 当該事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていますか。		
	ウ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善 を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困 難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃 金水準(本加算による賃金改善分を除く)を、見直すことはやむ を得ませんが、その内容について市長に届け出ていますか。	□いる □いない	
	エ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処 遇改善に関する実績を市長に報告していますか。	□いる □いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	オ サービス提供体制強化加算(I)又は(Ⅱ)のいずれかを届け 出ていますか。	□いる □いない	
	カ 介護職員処遇改善加算(I)から(II)までのいずれかを算定 していますか。	□いる □いない	
	キ イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇 改善の内容(賃金改善に関するものを除く。及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していますか。	□いる □いない	
	ク キの処遇改善の内容等について、インターネットの利用其の 他の適切な方法により公表していますか。	□いる □いない	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)のアからエまで及びオからクまでに掲げる基準のいずれに も適合していますか。	□いる □いない	
29 介護職員等 ベースアップ 等支援加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の 賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所 が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げ る区分に従い、次に掲げる単位数を加算していますか。 介護報酬の総単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数	□いる □いない □該当なし	平 12 厚告 19 別表 7 のチ
	【厚生労働大臣が定める基準】		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要	□いる	平 27 厚労告 95 第三十四の三号
	する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算 定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞ れについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を 基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に 関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてい ますか。	□いない	
	(2) 事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る 実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善 の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画を作 成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていますか。		
	(3) 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。) を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出てください。	□いる □いない	
	(4) 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の 処遇改善に関する実績を市長に報告してください。	□いる □いない	
	(5) 介護職員処遇改善加算 (I) ~ (Ⅲ) までのいずれかを算 定していますか。	□いる □いない	
	(6) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していますか。	□いる □いない	
第9 (予	防)介護予防通所リハビリテーション費の算定及び取扱い		
1 基本的事項	(1) 介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、利用者 の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定の単位数を算定し ていますか。		平 18 厚告 127 別表 5 のイ

自主点検項目	自	主	点	検(カ ポ	・ イ	ン	<u>۲</u>		根拠
	士、 定め は、 算定	看護職員 る基準 所定の単 している	養若しく (平成 12 単位数に	は介護耶 年厚生 1009	戦員の員 省告示第	数が別に 第27号)	を表士、記 に に 該当で で で で で で 数 で 数 で 数 で 数 で で 数 で で り で の で の で の で の で の で の で の で の で	動大臣が する場合	□いる □いない	平 18 厚告 127 別表 5 の注 1
	(1) 月 づき える (2) 指 に指	平均の利 市長に挑場合 定介護予 定介護予	川用者の 是出した 予防サー 予防サー	数が、旅運営規程 ビス等 <i>の</i>	星に定め つ事業の に係る介	られてV 人員、記 護予防 <i>o</i>	の9の対 いる利用気 は備及び道 が いた の う し う し う し う し う り し う り う り う り う り う	定員を超 重営並び 効果的な		
	場合 (3) 利 養介 防小 同生	用者が介護若しく 規模多機 活介護を	ト護予防 (は介護・ 機能型居・	短期入所 予防特定 宅介護者	所生活介 定施設入 きしくは こ、介護	護、介證 居者生活 介護予以		明入所療 は介護予 対応型共	□いない □いる	平 18 厚労告 127 別表 5 の注 7
	(4) 利 いて 該介 所リ ョン	用者が一 介護予防 護予防追 ハビリラ を行った	ーの介護 方通所リル 重所リハ テーショ	予防通用 ハビリラ ビリテー ン事業所 、介護予	デリハビ テーショ -ション 所が介護	ンを受け 事業所以 予防通所	/ョン事! けている 	間は、当 隻予防通 Jテーシ	□いる □いない	平 18 厚労告 127 別表 5 の注 8
2 同一建物に 居住する者に 対するサービ ス	る者又は ら当該介 介護予防 定の単位 ※ たた	は介護予 介護予防 方通所リ 立数を減 ごし、傷料	防通所! 通所リハ ハビリテ 算してい 病により	リハビリ ハビリテ ーショ いますか 一時的(テーシ ーション ンを行っ 。 こ送迎が	ョン事業 シ 事業所 シた場合	一建物 に通う者 は、1月 っると認る	建物か に対し、 こつき所	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 127 別表 5 の注 9
3 生活行為向 上リハビリテ	められ りませ 別に厚 大臣が 5	າる利用 けん。 厚生労働 ≧める施	者に対し 大臣が定 設基準に	て送迎 さめる基 こ適合し	を行った 準に適合 ている	場合は、か [*] ものとし	、この限り つ、別に いて市長に	ではあ 厚生労働 こ届け出	□いる □いない	平 18 厚労告 127 別表 5 の注 3
ーション実施 加算	容一じい、白油はいい、一次では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	とを実われる。 との実利はいいでは、 はいでは、 といでは、 はいでは、 とこと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。	ための目 内容等を 用者に対 の有する ーション 指定介記	標りでは、 標りでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 	当該目 リテー リハビリ 向上を 算として I所リハ して 6 F	漂を踏まションラーション 接したり でいたり でいたり でいたり でいたり でいたり アーマー はい アーマー は 以内の こうかい かいしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	が、生活(だえた計画は まかるは、 まからは まからは まからは できる。 が、 ものでは は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ハビリテ にあいに を を は 活 い に 行 為 に う り に う り に う り れ に う り り り り り り り り り り り り り り り り り り	□該当無	
	次のV (1) 生 経験で めの研	ヽずれに 活 行為の と有する	作業療法	ー こ ること 充実を図 よ士又は	。 図るため 生活行	為の内容	的な知識 すの充実で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	と図るた	□いる □いない	平 27 厚労告 95 第百六の六

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(2) 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供していますか。	□いる □いない	
	(3) 当該計画で定めた指定介護予防通所リハビリテーションの 実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を 終了した日前一月以内にリハビリテーション会議を開催し、リ ハビリテーションの目標の達成状況を報告していますか。	□いる □いない	
	(4) 事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね一月に一回以上実施していますか。	□いる □いない	
	【厚生労働大臣が定める施設基準】 リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切ですか。	□いる □いない	平 27 厚告 96 七十一の三
4 若年性認知 症利用者受入 加算			
5 利用を開始 した日の属す る月から起算 して 12 月を	利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーションの利用 を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護 予防通所リハビリテーションを行う場合は、1月につき所定の単 位数を減算していますか。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 127 別表 5 の注 8
超えた期間に 介護予防通所 リハビリテー ションを行っ た場合の減算	※ 入院による中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとします。※ 本取扱いについては、令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものです。		平 18-0317001 号 別紙 1 第 2 の 6(3)
6 運動器機能向上加算	(1) 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定の単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 127 別表 5 のロ
	ア 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を1人以上配置していますか。	□いない	
	イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療 法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の 職種の者が共同して運動器機能向上計画を作成していますか。	□いない	
	ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員が 運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動 器の機能を定期的に記録していますか。	□いる □いない	
	エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 オ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している介護予防通	□いる □いない □いる	
	所リハビリテーション事業所となっていますか(定員利用・人 員基準に適合している事業所であること)。	ロいない	
	※ 運動器機能向上サービスを提供する目的は、サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することに留意してください。		平 18-0317001 号 別紙 1 第 2 の 6(5)①

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(2) 運動器機能向上サービスについては、次のアから カまでに 掲げるとおり、実施していますか。		
	ア 利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向 上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施 し、サービス提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ 及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握していますか。		平 18-0317001 号 別紙 1 第 2 の 6(5)③
	イ 理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現する ための概ね3月程度で達成可能な目標(「長期目標」という。) 及び長期目標を達成するための概ね1月程度で達成可能な目標(「短期目標」という。)を設定していますか。		
	長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合が図られたものとなっていますか。		
	ウ 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成していますか。		平 18-0317001 号 別紙 1 第 2 の 6(5)③
	※ その際、実施期間については、運動の種類のよって異なるものの、概ね3月程度とすること。		
	また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能 向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併 せて当該運動器機能向上計画の対象となる利用者にわかりや すい形で説明し、その同意を得ていますか。		
	エ 運動器機能向上計画に基づき、利用者毎に運動器機能向上サ ービスを提供していますか。	□いる □いない	
	その際、提供する運動器機能向上サービスについては国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。		
	また、運動器機能向上計画に実施上の問題点(運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等)があれば、直ちに 当該計画を修正していますか。		
	オ 利用者の短期目標に応じて、概ね1月間毎に、利用者の当該 短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行っていますか。		
	カ 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者毎 に、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後 アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防 支援事業者に報告していますか。	_	
	介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合は、ア〜カまでの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供していますか。		
7 栄養アセスメント加算	※ 通所リハビリテーションを参照		平 18 厚労告 127 別表 5 のハ
8 栄養改善加算	※ 通所リハビリテーションを参照		平 18 厚労告 127 別表 5 のニ

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	※ 本加算の取扱いは、通所リハビリテーションにおける栄養改善加算と基本的に同様です。 ただし、介護予防通所リハビリテーションにおいて栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営めるよう支援することが目的であることに留意してください。なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスを概ね3月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了してください。	平 18-0317001 号 別紙 1 第 2 の 6(7)
9 口腔・栄養 スクリーニン グ加算	※ 通所リハビリテーションを参照	平 18 厚労告 127 別表 5 のホ
10 口腔機能向 上加算	※ 通所リハビリテーションを参照	平 18 厚労告 127 別表 5 のへ
	※ 本加算の取扱いについては、通所リハビリテーションにおける口腔機能向上加算と基本的に同様です。 ただし、介護予防通所リハビリテーションにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならない自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることに留意してください。 なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスを概ね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了してください。	平 18-0317001 号 別紙 1 第 2 の 6(9)
11 選択的サービス複数実施加算		平 18 厚労告 127 別表 5 のト
	【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 選択的サービス複数実施加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、2種類を実施していますか。 イ 利用者が指定介護予防通所介護又は指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていますか。	平 27 厚告 95 第 109 号

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	ウ 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを 1月につき2回以上行っていますか。	□いる □いない	
	(2) 選択的サービス複数事業所加算(Ⅱ) 次に掲げるいずれの基準にも適合すること。		
	ア 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していますか。	□いる □いない	
	イ 加算(I)の(2)(3)の基準に適合していますか。	□いる □いない	
12 事業所評価 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間(原則として、当該加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間とする。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定の単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当無	平 18 厚労告 127 別表 5 のチ
	※ ただし、生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定できません。		
	【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 定員利用・人員基準に適合しているものとして市長に届け出て、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス(以下「選択的サービス」)を行っていますか。	□いる □いない	平 27 厚告 95 第 110 号
	(2) 評価対象期間における当該介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員数が10人以上ですか。	□いる □いない	
	(3) 評価対象期間における当該介護予防通所リハビリテーション事業所の提供する選択的サービスの利用実人員数を当該介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員数で除して得た数がO. 6以上ですか。	□いる □いない	平 18-031701 号 第 2 の 6(11)①
	(4) 次に掲げる(2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数がO. 7以上ですか。	□いる □いない	平 18-031701 号 第 2 の 6(11)②
	ア 評価対象期間において、当該介護予防通所リハビリテーション事業所の提供する選択的サービスを3月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、要支援更新認定又は要支援状態区分変更の認定を受けた者の数		
	イ 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援 状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者(介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る)の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において、非該当と判定されたものの人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの。		
13 科学的介護 推進体制加算	※ 通所リハビリテーションを参照		平 18 厚労告 127 別表 7 のリ
14 サービス提 供体制強化加 算	※ 通所リハビリテーションを参照		平 18 厚労告 127 別表 5 のヌ

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
15 介護職員処 遇改善加算	※ 通所リハビリテーションを参照		平 18 厚労告 127 別表 5 のル
16 介護職員等 特定処遇改善 加算	※ 通所リハビリテーションを参照		平 18 厚労告 127 別表 5 のヲ
17 介護職員等 ベースアップ 等支援加算	※ 通所リハビリテーションを参照		平 18 厚労告 127 別表 5 のヲ
第10 その何	也,		
1 介護サービス情報の公表		□いる □いない	法第 115 条の 35 第 1 項 施行規則 第 140 条の 44
	※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象です。		
2 法令遵守等 の業務管理体	(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。	□いる □いない	法第 115 条の 32 第 1 項 施行規則
制の整備	※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容 ③ 事業所数が20未満 ・整備届出事項:法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等 ・整備届出事項:法令遵守責任者 法令遵守規定 ・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守規定の概要 ③ 事業所数が100以上 ・整備届出事項:法令遵守責任者 法令遵守規定 業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守規定 業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項:名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守規定の概要		第 140 条の 39
	業務執行監査の方法の概要 (2) 業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	□いる □いない	
	(3) 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。	□いる □いない	
	※ 具体的な取組を行っている場合には、次のアから力を〇で囲み、オについては内容を記入してください。		

通所リハビリテーション

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	ア 介護報酬の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、 速やかに調査を行い必要な措置を取っている		
	ウ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が 含まれているものについて、内容を調査し関係する部門と情 報共有を図っている		
	エ 業務管理体制についての研修を実施している オ 法令遵守規程を整備している ***********************************		
	(内容:) カ その他 (() **********************************		
	(4) 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善 活動を行っていますか。	□いる □いない	
	(5) 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等の管理のため、必要かつ適切な安全管理措置を講じていますか。	□いない	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号
	また、マイナンバーが記載された書類等は施錠できる棚や引き出しに適切に保管していますか。	□いる □いない	の利用等に関する 法律(番号法)
	※ 事業者は、安全管理措置の検討にあたり、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びにガイドライン等を遵守しなければなりません。		特定個人情報の 適正な取り扱い に関するガイド ライン